

新行財政改革プラン（第3次改革プラン） の取組について

「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立

平成20年度から22年度までの3年間の取組報告

2011（平成23）年7月
川崎市

目 次

第1章 総括的事項

- | | | |
|---|-------------------------|---|
| 1 | これまでの行財政改革における主な効果 | 1 |
| 2 | 「新行財政改革プラン」取組期間3年間の達成状況 | 3 |

第2章 具体的な取組事項の達成状況

I 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

- | | | |
|-----|--------------------------|----|
| 1 | 市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直し | |
| (1) | 社会経済状況の変化に対応した施策・制度の再構築 | 5 |
| (2) | 補助・助成金の見直し | 9 |
| (3) | 受益と負担の適正化 | 10 |
| 2 | 都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現 | |
| (1) | 既存計画の見直し | 11 |
| (2) | 効率的な整備・運営手法の導入 | 12 |
| (3) | 適切かつ効果的な維持補修による長寿命化の推進 | 13 |
| (4) | 既存ストックの有効活用や複合化 | 15 |

II 多様な政策課題に対応する行政体制の確立

- | | | |
|-----|---------------------------|----|
| 1 | 効率的・効果的な行政体制の確立 | |
| (1) | 政策課題に対応する執行体制の整備 | 17 |
| (2) | 簡素で効率的な執行体制の構築 | 18 |
| (3) | 民間部門を担い手とする公共サービスへの転換 | 22 |
| (4) | 公の施設等の効率的な管理運営 | 25 |
| (5) | 協働による課題解決に向けたしくみの構築 | 27 |
| 2 | 効率的な行政経営基盤の確立 | |
| (1) | 職員の人材育成と意識改革のさらなる推進 | 29 |
| (2) | 新たな給与制度の継続的な見直しと福利厚生制度の改革 | 32 |
| (3) | 出資法人の効率的な経営とあり方 | 34 |
| (4) | 特別会計・企業会計の健全化の推進 | 45 |
| (5) | 債権確保策の強化と財産有効活用の推進 | 48 |
| (6) | 入札・契約制度改革の推進 | 51 |
| 3 | 区行政改革の総合的な推進 | |
| (1) | 区役所機能の強化と執行体制の確立 | 52 |
| (2) | 便利で快適な区役所サービスの提供 | 54 |

*文中の割合については、単位未満を四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

第1章 総括的事項

1 これまでの行財政改革における主な効果 (9年間/平成14~22年度)

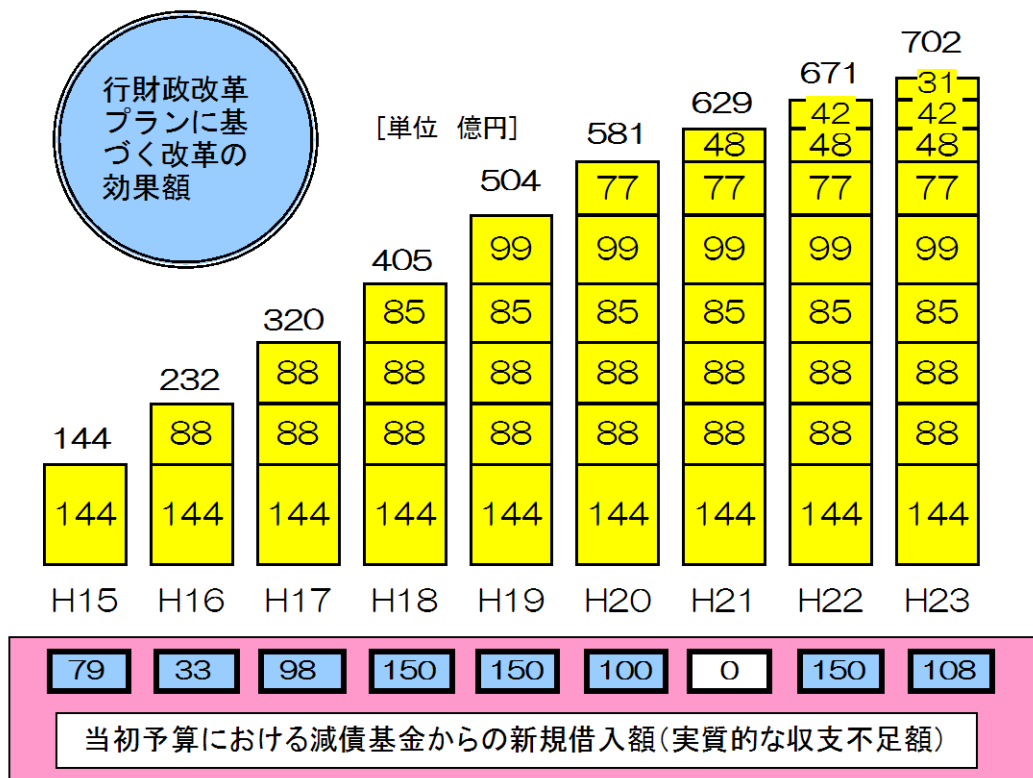
本市では、限られた財源・資源を有効に活用し、公共サービスを将来にわたって提供できる体制を整えるために、市民の皆様の御理解のもと、行財政改革に積極的に取り組んできました。

また、改革の成果を着実に市民サービスに還元するとともに、140万市民が心豊かに安心して暮らせるまち「元気都市かわさき」を目指して、社会・経済情勢の変化に対応した施策の充実を図ってきました。

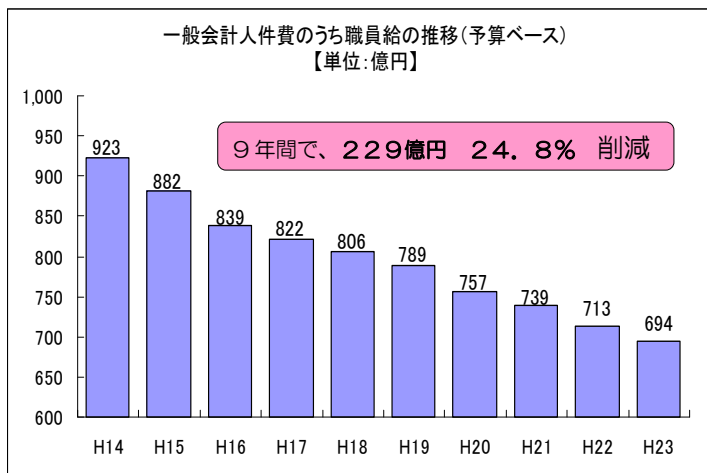
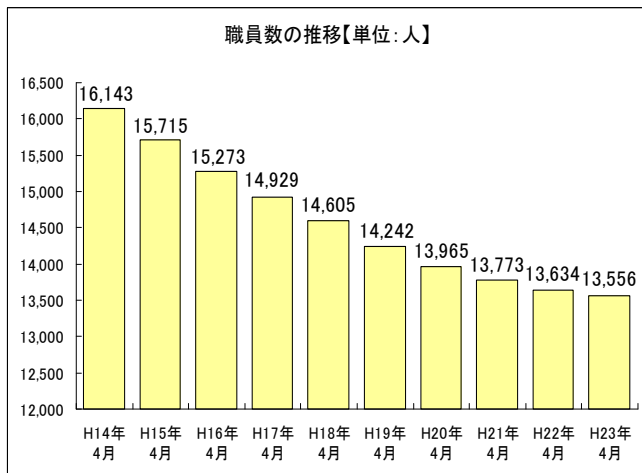
- ① 毎年度の行財政改革の取組結果は、翌年度の予算に反映していますが、平成14年度～22年度の9年間の取組により、平成23年度予算においては、702億円の財政効果を上げることができました。

また、これまでの取組により「平成21年度に減債基金からの新規借入れを行わずに収支均衡を図る」という第1次行財政改革プラン(平成14年9月策定)からの目標については、平成21年度予算において達成したところです。

その後、世界的な経済危機とその影響による市税収入の大幅な落ち込み等を受けて、市民生活の安定を確保するため、平成22年度においては150億円、平成23年度においては108億円の減債基金からの新規借入を予算に計上しましたが、今後も改革プランに基づく取組を着実に推進し、持続可能な財政構造の構築に向けて取り組んでいきます。



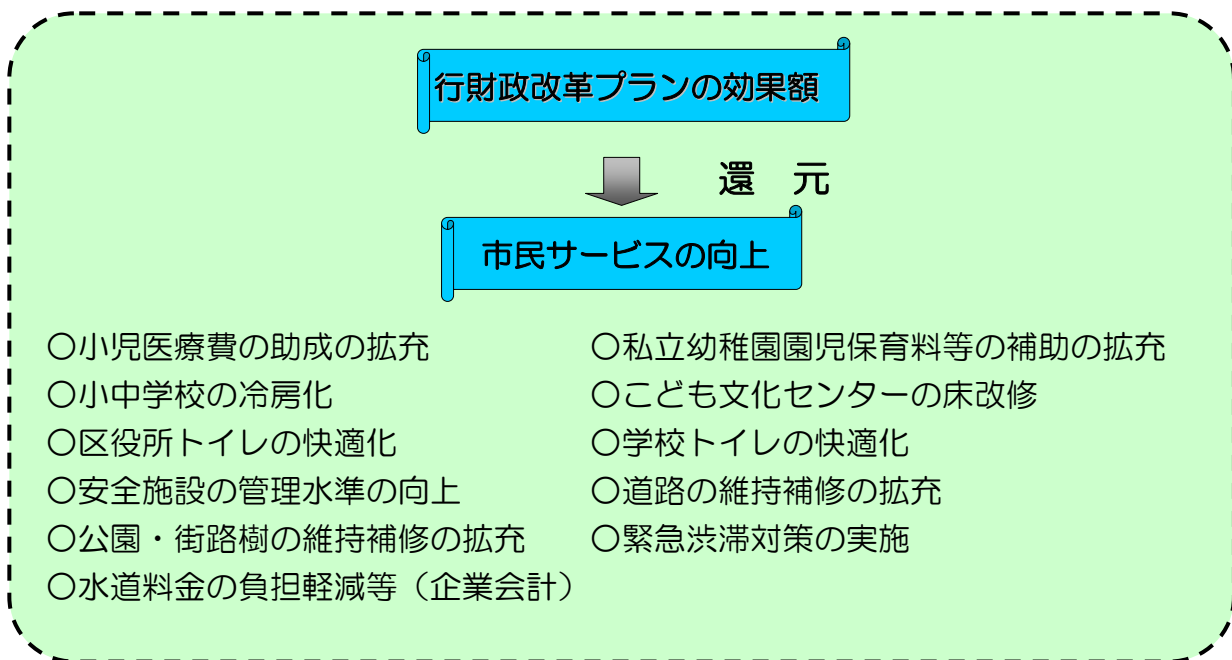
② 事業の民営化や指定管理者制度の導入など事業執行手法の見直しを図りながら、平成23年4月までの9年間で2,587人の職員を削減するなど、効率的な執行体制の確立と人件費の削減に向けた取組を継続して推進し、一般会計の職員給で、229億円、24.8%の削減を達成しました。



③ 行財政改革により得られた財政効果は、収支不足の改善を図った上で、平成18年度から小児医療費助成の拡充、私立幼稚園園児保育料等補助の拡充など、市民サービスの向上に還元しています。

平成23年度予算においては、一般会計で約23億円を計上し、これまでの還元施策も含めて市民生活の安定を確保するために必要な市民サービスの継続した実施のほか、学校トイレの快適化を引き続き推進するなど、改革効果を市民サービスに還元しています。

<これまでの還元施策>



2 「新行財政改革プラン」取組期間3年間の達成状況

「新行財政改革プラン」（取組期間：平成20年度～22年度、平成20年3月策定）は、「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立を基本目標に、「効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築」、「多様な政策課題に対応する行政体制の確立」の2つを柱に、具体的な取組としては171項目を設定しています。

取組期間の最終年度である平成22年度を終え、各取組の達成状況を次の6つに区分して結果を取りまとめました。

A	計画期間内に達成
B	当初計画を変更して取組を進め変更後の計画を計画期間内に達成
C	計画期間内の達成は出来なかったものの達成時期の見込みは立っている
D	当初計画を変更して取組を進め計画期間内に達成は出来なかったものの達成時期の見込みは立っている
E	計画期間内の達成が出来ず今後も検討を進める
F	当初計画を変更して取組を進めたが計画期間内の達成が出来ず今後も検討を進める

◎ 達成状況の概要

「計画期間内に達成」（A・B）が91.8%、「計画期間内の達成は出来なかったものの達成時期の見込みは立っている」もの（C・D）を含めると、97.6%



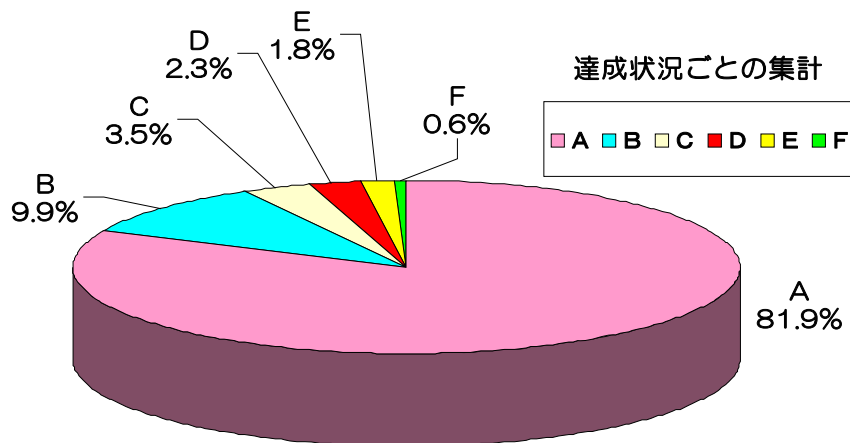
「新行財政改革プラン」に掲げる目標は、概ね順調に達成

「計画期間内に達成」（A）が81.9%、また、環境変化等を受けて、より効率的・効果的な手法等へ「当初計画を変更して取組を進め変更後の計画を計画期間内に達成」（B）が9.9%で、これらをあわせた「計画期間内に達成」が91.8%となっています。

さらに、「計画期間内の達成は出来なかったものの達成時期の見込みは立っている」（C）が3.5%、「当初計画を変更して取組を進め計画期間内の達成は出来なかったものの達成時期の見込みは立っている」（D）が2.3%で、「計画期間内の達成は出来なかったものの達成時期の見込みは立っている」を含めた4区分の合計で97.6%となり、「新行財政改革プラン」に掲げる目標は、概ね順調に達成しています。

なお、「計画期間内の達成が出来ず今後も検討を進める」（E）は、3項目、1.8%、「当初計画を変更して取組を進めたが計画期間内の達成が出来ず今後も検討を進める」（F）は、1項目、0.6%となっています。

◎ 達成状況割合



◎ 体系別達成状況一覧

上段: 項目数

下段: 割合

		A	B	C	D	E	F	計
Ⅰ. 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築		33	9	0	3	1	0	46
		71.7%	19.6%	0.0%	6.5%	2.2%	0.0%	100.0%
1	市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直し	12	4	0	3	1	0	20
		60.0%	20.0%	0.0%	15.0%	5.0%	0.0%	100.0%
2	都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現	21	5	0	0	0	0	26
		80.8%	19.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
Ⅱ. 多様な政策課題に対応する行政体制の確立		107	8	6	1	2	1	125
		85.6%	6.4%	4.8%	0.8%	1.6%	0.8%	100.0%
1	効率的・効果的な行政体制の確立	39	6	3	0	2	0	50
		78.0%	12.0%	6.0%	0.0%	4.0%	0.0%	100.0%
2	効率的な行政経営基盤の確立	64	1	3	1	0	0	69
		92.8%	1.4%	4.3%	1.4%	0.0%	0.0%	100.0%
3	区行政改革の総合的な推進	4	1	0	0	0	1	6
		66.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	100.0%
合計		140	17	6	4	3	1	171
		81.9%	9.9%	3.5%	2.3%	1.8%	0.6%	100.0%

第2章 具体的な取組事項の達成状況

I 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

1 市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直し

(1) 社会経済状況の変化に対応した施策・制度の再構築

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
21	宿泊施設紹介事業の廃止	市民保養施設廃止に伴う経過措置としての民間宿泊施設の紹介事業については、平成20年度をもって廃止します。	平成20年度に事業廃止	A	◆経過措置としての役割を終えたことから、平成21年3月末に事業を廃止しました。
21	分別収集品目の拡大	ミックスペーパーの分別収集については、民間委託により平成22年度に全市に拡大します。また、その他プラスチック製容器包装の分別収集については、民間委託により平成22年度にモデル収集を開始します。	平成22年度にミックスペーパー分別収集の民間委託を全市に拡大 平成22年度にプラスチック製容器包装分別収集のモデル収集を民間委託により実施	A	◆モデル収集をしていたミックスペーパーの分別収集を民間委託により平成23年3月から全市で実施しました。 ◆プラスチック製容器包装の分別収集を民間委託により平成23年3月から南部3区（川崎区・幸区・中原区）で開始しました。
21	長寿荘宿泊事業の廃止と管理運営手法の見直し	施設の老朽化や利用者が減少している現状等を踏まえ、宿泊事業、日帰り招待事業等を平成19年度をもって廃止します。また、宿泊事業等廃止後は、他の老人福祉センターと同様に多様化する市民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、平成21年度から指定管理者制度を導入します。	平成19年度に宿泊事業等廃止 平成21年度より老人福祉センターとして指定管理者制度を導入	A	◆平成19年度末をもって、宿泊事業、日帰り招待事業等を廃止しました。 ◆平成21年4月から老人福祉センターとして指定管理者制度を導入しました。
21	在宅高齢者介護援助手当の見直し	国の制度改正や利用状況を踏まえ、廃止を含め事業を見直します。	制度の見直し	A	◆平成20年度をもって制度を廃止しました。
21	障害者市民交流事業の見直し	障害者保養所「つつじ山荘」の運営などの市民交流事業について、社会環境の変化や利用状況を踏まえ、事業を見直します。	事業の見直し	A	◆平成22年12月末をもって、市民交流事業における障害者保養所「つつじ山荘」運営事業を廃止しました。

21	井田地区の障害者福祉施設管理運営主体の見直し	老朽化している中原区井田地区の障害者福祉施設について、「リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画」に基づく再編整備にあわせて、公設民営方式を基本とした運営に転換します。	民間活用の推進	B	<ul style="list-style-type: none"> ◆「陽光ホーム」を整備し、平成21年4月から指定管理者による運営を開始しました。 ◆中央療育センターの通所部門については、平成21年度に指定管理者の選定を行うとともに工事に着手し、平成23年度から指定管理者による運営を開始しました。 ◆平成21年度末に、「リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画」に、児童養護施設整備を追加するとともに施設配置計画を変更しました。 ◆重度障害者等生活施設については、平成22年度から平成23年度に基本・実施設計を行い、平成25年度に開設、指定管理者制度に移行予定です。 ◆「リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画」に基づく各施設の再編整備にあわせて、引き続き管理運営体制の再構築に向けた取組を進めます。
22	福祉センターの再編整備	老朽化している川崎区日進町地区の「福祉センター」について、再編整備基本計画を策定し、各施設の運営における民間活用に向けた取組を推進します。	民間活用の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成20年度に策定した再編整備基本方針に基づき、再編整備後の福祉センター各施設の運営形態等について、パブリックコメントや説明会を実施し、平成21年度末に基本計画を策定しました。 ◆基本計画において、現行施設は平成26年度開所予定の新施設へ移転し、現在直営の施設は民間法人による管理・運営への移行を基本に検討することとしていることから、盲人図書館、わーくす日進町、南部地域療育センターについては、再編整備にあわせて指定管理者制度を導入します。
22	心身障害者手当支給事業の見直し	障害者自立支援法の施行等、社会状況が変化する中、県や他都市の動向を踏まえ、平成22年度から支給要件等を見直しを行います。	平成22年度に支給要件等の見直し	D	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成22年1月に開催した障害者施策推進協議会において、「心身障害者手当あり方検討専門部会」における検討結果として、障害程度の見直しや所得要件の導入等、支給要件の見直しによる制度再構築の必要性とともに、在宅福祉施策への転換の必要性が報告されたことから、手当の見直しとあわせて在宅福祉施策の検討が必要となりました。 ◆「障害者在宅福祉施策検討専門部会」において在宅福祉施策の充実にに向けた検討を行い、その結果を踏まえた手当の見直しと新たな在宅福祉施策の方向性について、平成23年2月にパブリックコメントを実施しました。 ◆平成24年度から手当支給要件等を見直すとともに（平成24年度は経過措置あり）、新たな在宅福祉施策への転換を図ります。

22	小児医療費助成事業等の見直し	県の制度に基づく医療費助成事業（小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業）及び小児ぜん息患者医療費支給事業について、県の制度改正の動向を踏まえ、事業を見直します。	県の制度改正の動向を踏まえた事業の見直し	E	<ul style="list-style-type: none"> ◆制度改正の検討を行ってきましたが、計画期間内での達成はできませんでした。 ◆今後、制度の拡充とあわせて国及び県の制度改革の動向を踏まえた見直しについて、第4次改革プランの計画期間内の実施に向けて検討を進めていきます。
22	保育所の民営化による保育需要への対応	保育所入所定員の増大や延長保育の充実などの今後の保育需要に対応するため、平成21年度から平成24年度に各年度5か園の保育所を民営化します。	平成21年度から平成24年度に毎年度5保育所を民営化	B	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成21年度は京町・戸手・南平間・宮前平・白鳥の5園の民営化を推進しました。 ◆平成22年度は大師・住吉・坂戸・宮崎・宿河原の5園の民営化を推進しました。 ◆民営化の公表時期を1年半前から2年半前に変更したことに伴い、平成23年度民営化園を5園から1園に変更し、末長保育園の民営化を推進しました。 ◆平成24年度民営化園として、西大島・東小倉・玉川・玉川乳児・百合丘保育園の建替え民営化計画を公表し、設置・運営法人を決定しました。 ◆平成25年度以降についても平成23年3月策定の第2期川崎市保育基本計画により、毎年5園の民営化を推進していくこととしました。
22	特定公共賃貸住宅制度の見直し	制度に「子育て世代支援」の視点を加えるとともに、あわせて子育て世代について、応能負担による適正な家賃制度に見直します。	家賃制度の見直し	B	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て世代の支援として、先行して行った家賃の一部見直しにより、取組事項と同様の効果が得られたことから、目標を家賃制度の見直しから、募集とPRに変更し、川崎市住宅供給公社のホームページや窓口などで、積極的に募集のPRを行った結果、高い入居率を保つことができました。 ◆3年間の入居率も平成20年度87%、平成21年度87.1%、平成22年度86.1%と効果が得られました。
22	市立幼稚園(研究実践園)の廃止	幼稚園教育の実践は私立幼稚園が担うことにより、2つの市立幼稚園(研究実践園)については、平成21年度をもって廃止し、認定こども園及び児童相談所として整備します。	市立幼稚園を廃止し、認定こども園及び児童相談所として整備	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成21年度は5歳児のみの保育となり、卒園式を3月16日に終え、平成21年度末廃園しました。 ◆市立新城幼稚園の跡地を活用した幼保連携型認定こども園を平成22年4月に開園しました。 ◆市立生田幼稚園の跡地については、平成23年4月に北部児童相談所を開設しました。

22	学校の適正規模・適正配置の推進	<p>小規模化及び過大規模化している小中学校については、近隣校との統合、通学区域の変更、学校の新設等により適正規模・適正配置を行い、教育環境を整えます。</p> <p>平成20年度 白山中・王禅寺中の統合 平成21年度 白山小・王禅寺小の統合 平成20年度以降 桜本小・東桜本小の適正規模化の推進 平成23年度以降 子母口小学校の分離新設校の着工</p>	小中学校の適正規模化	A	<p>◆平成20年4月に白山中学校・王禅寺中学校を、平成21年4月に白山小学校・王禅寺小学校を、平成22年4月に桜本小学校・東桜本小学校を統合し、教育環境の整備を進めました。</p> <p>◆子母口小学校の課題解決に向け、関係機関、関係局との協議を行い、隣接する東橋中学校との合築整備により、両校の課題解決を図るとともに、小中9年間にわたり良好な教育環境を確保することとしました。</p> <p>◆人口動態や住宅開発状況等の現況調査・分析から児童生徒数の将来推計を精査し、児童生徒増加対策について全庁的な検討を行いました。</p>
22	市立高等学校の再編整備	<p>本市における中等教育の多様化を図るため、中高一貫教育を導入する取組を進めるとともに、定時制を希望するが昼間に学びたい生徒など、多様化するニーズに対応した教育内容の充実を図るため、二部制定時制（昼間部・夜間部）の導入と定時制課程の再編に向けた取組を進めます。</p>	<p>中高一貫教育導入の取組の推進</p> <p>二部制定時制（昼間部・夜間部）の導入と定時制課程の再編に向けた取組の推進</p>	A	<p>◆中高一貫教育校及び二部制定時制課程の開設（平成26年4月予定）に向けた取組を推進しました。</p> <p>◆平成20年度の整備基本構想準備委員会等による検討協議を経て、平成21年度に「川崎高等学校及び附属中学校整備基本構想」を策定、平成22年度には、川崎高校改築基本・実施設計に着手し、学校と教育委員会及び関係部局等との調整を図り、基本・実施設計に関わるヒアリング等の運営・調整を進め基本設計を完了しました。</p> <p>◆基本構想を踏まえ、中高一貫教育校及び二部制定時制課程の学習基本計画案等の検討を進めるとともに、附属中学校の入学者募集・入学者決定方法等について、先進取組事例の情報収集を行いながら、研究協議を進め検討内容の中間まとめを行ないました。</p>

(2)補助・助成金の見直し

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
23	私立学校等補助金の見直し	学校の教材購入に対する補助等については、補助率の見直しなど、補助・助成金見直し方針に沿って見直します。	補助・助成金見直し方針に沿った見直し	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成20年度5～10%の削減を図りました。 ◆平成21年度5～10%の削減を行い、また補助の上限を75%までとする段階的な見直しを図りました。 ◆平成22年度についても、引き続き前年度比10%の削減を行いました。
23	児童福祉施設に対する補助・助成金の見直し	児童福祉施設に対して支出している職員給食指導費については、社会経済状況の変化に伴いその必要性が薄れてきたことから、平成21年度をもって廃止します。	平成21年度職員給食指導費の廃止	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童福祉施設に対して支出している給食指導費については、段階的な削減を行ってきましたが、平成20年度をもって廃止しました。
23	幼稚園教育の振興に向けた補助体系の再構築	幼稚園教育振興のための補助金については、平成21年度に市立幼稚園(研究実践園)を廃止することを踏まえ、私立幼稚園において障害児受入れや預かり保育支援の充実が図られるよう、補助体系を再構築します。	補助体系の再構築	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害のある幼児の受け入れの拡充を図りました。 ◆預かり保育については、平成22年度に18時以降実施する園に対しての上乗せ補助を新設し、私立幼稚園に通いやすい環境の整備に向け、補助の充実を図りました。

(3) 受益と負担の適正化

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
24	保育料等の受益者負担の見直し	保育料をはじめとした保育サービスに伴う受益者負担について、認可外保育所の保育料や他都市の状況などを踏まえ、見直しを行います。	保育料等の見直し	D	<p>◆保育料等の受益者負担の見直しについては、国の保育制度改革の動向が不透明なことから、計画期間内での目標達成はできませんでした。</p> <p>◆平成23年に所得税・住民税の扶養控除の廃止・縮小が予定されていることから、それを踏まえた改定が必要と考えました。</p> <p>◆今後、国の動向を踏まえながら、平成23年度から外部委員で構成する「（仮称）保育サービス利用のあり方検討委員会」を立ち上げて、保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方について検討するなど、第4次改革プランの計画期間内の見直しに向けた取組を進めます。</p>
24	自転車等駐車場使用料金の見直し	駐車時間を含めた利用形態や立地条件などを加味し、受益者負担の適正化及び利用者ニーズや利便性を考慮した料金体系に見直します。	料金体系の見直し	D	<p>◆「新たな料金体系」に加え、当初予定していなかった指定管理者制度を併せて導入することによる導入内容の詳細検討や、料金変更の影響が最も大きい川崎駅東口での駐輪場整備等に時間を要すことから、当初計画を変更し、平成23年度の条例改正、平成24年度からの施行予定としました。</p> <p>◆平成22年度は、外部検討会議における提言を踏まえ、行政としての考え方を整理し、パブリックコメントを実施した上で「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」を策定しました。</p>
24	定時制高校給食自己負担額の見直し	受益者負担の適正化の観点から、自己負担額を見直します。	自己負担額の見直し	B	<p>◆受益者負担の適正化の観点から、自己負担額の見直しを行い、市負担額を減額することを検討していましたが、有職者の生徒に対する神奈川県の補助金の廃止により、有職者の生徒の自己負担が大きく増加することとなりました。</p> <p>◆そのため、有職者の生徒の急激な負担増を緩和するとともに、有職者でない生徒の負担額との均衡を図ることに計画を変更しました。</p> <p>◆平成22年4月から有職者の生徒の自己負担額を引き上げるに当たり、市負担額の増額も行うことにより、その自己負担額を有職者でない生徒と同額（164円）としました。</p>

2 都市基盤・施策整備事業の効率的な執行と効果の発現

(1) 既存計画の見直し

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
26	地球温暖化対策の充実	地球温暖化対策は喫緊の課題であることから、市民、事業者、学校、行政の各主体の取組を一層推進するとともに、環境と経済の好循環を推進する「CO2削減川崎モデル」を構築し、本市が世界全体の温室効果ガス排出量削減に貢献する取組を進めるため、平成22年度までに「地球温暖化対策地域推進計画」を改定します。	平成22年度までに「地球温暖化対策地域推進計画」の改定	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成22年10月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定し、平成23年3月に「川崎市地球温暖化対策推進実施計画」を策定しました。 ◆「低CO2川崎ブランド」の平成24年度の本格実施に向け、平成21年度から「低CO2川崎パイロットブランド」を試行実施し、平成21年度には9製品、平成22年度には製品・技術部門8つ、サービス部門1つ、市民活動部門1つを選定しました。
26	環境基本計画の見直し	社会経済動向や環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、環境と経済の好循環を推進する本市発の地球温暖化対策など地球環境への配慮や環境技術による国際貢献等も取り入れながら、持続可能な市民都市かわさきを実現するため、平成22年度までに本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針である「環境基本計画」を改定します。	平成22年度までに「環境基本計画」を改定	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆「環境基本計画」の改定について、環境審議会から平成22年7月に答申を受けました。 ◆環境調整会議等により庁内調整を進め、地球温暖化対策に係る計画等関連する計画との整合・調整を図るなど、地球環境への配慮等を取り入れた改定案を作成し、平成22年8月から10月にかけてパブリックコメントを実施しました。 ◆計画の別冊資料となる施策事業集について、庁内調整や関連する計画との整合・調整を図った上で作成し、平成23年3月に「環境基本計画」を改定・公表しました。
26	都市計画道路網の見直し	「都市計画道路網の見直し方針」に基づき、見直しが必要な路線等については、地域住民や関係機関等と調整のうえ、既存の都市計画決定の変更等を行います。	既存の都市計画決定の見直し	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆見直し候補4路線（二子千年線、元住吉線、小杉木月線、長尾宮崎線）について、平成20年6月に策定した「都市計画道路網の見直し方針」に基づき、都市計画変更に向けて関係機関等との協議調整を行い、関係権利者や地域住民への説明会等を実施し、都市計画変更手続きを行いました。
26	下水道施設の効率的な更新	長期的かつ安定的な下水道サービスを提供するために、優先順位、必要性、費用対効果等を十分に検証しながら、計画的な施設更新を実施します。	計画的な施設更新の実施	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設、設備の予防保全的な管理を含めた、処理場・ポンプ場の長寿命化対策について検討を進めるとともに、高度処理、合流改善、地震対策等を視野に入れた、全体計画の見直しに伴う施設計画の検討を進めました。 ◆計画的な施設更新として、平成22年度に入江崎水処理センター西系高度処理施設の第1期事業を完成させるとともに、関連する大師河原貯留管の整備を進めました。
26	道路整備プログラムの見直し	道路の整備目標に対する効果を客観的指標により検証を行うとともに、道路を取り巻く社会環境を踏まえながら、適切に道路整備プログラムを見直します。また、計画の達成度や検証結果を市民にわかりやすく公表します。	道路整備プログラムの見直し	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会経済環境や交通需要の変化、市を取り巻く新たな施策等を踏まえながら、道路整備プログラム（平成20年度から平成26年度）における前期3か年（平成20年度から平成22年度）の事業進捗状況や目標に対する効果の把握・検証を行い、政策・調整会議を経て、後期4か年（平成23年度から平成26年度）に向けた整備時期等の見直しを行い、平成23年3月にプログラムを更新・公表しました。

(2) 効率的な整備・運営手法の導入

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
27	公共施設へのESCO事業導入の推進	民間事業者の技術等を活用して、公共施設の省エネルギー改修工事を行い、温暖化の原因となる温室効果ガス排出量と施設の光熱水費を削減するESCO事業については、宮前市民館・図書館、麻生市民館・図書館の2施設において、平成20年度に改修工事を行い、平成21年度から省エネルギーサービスを開始します。	平成20年度宮前市民館・図書館、麻生市民館・図書館の改修工事を行い、平成21年度から省エネルギーサービスを開始	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成20年度に改修工事を行った宮前市民館・図書館、麻生市民館・図書館について、平成21年度実績を公表するとともに、引き続き省エネルギー効果の検証を行いました。 ◆平成21年度実績は、光熱水費、CO2ともに、当初見込みを上回る削減成果を上げております。 ◆今後、平成22年度実績についてもとりまとめを行い公表する予定にしています。
27	ミックスペーパー・その他プラ資源化処理施設の建設	分別収集したミックスペーパー及びその他プラスチック製容器包装の選別、圧縮梱包を行う資源化処理施設については、平成22年度中に合築により整備を行うとともに、建設後は、民間委託により効率的な管理運営を行います。	平成22年度資源化処理施設整備と民間活用の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成23年2月に資源化処理施設は完成し、平成23年3月からは同施設の稼働に伴い、民間委託により、効率的な管理運営を開始しました。
27	(仮称)リサイクルパークあさお整備事業へのPFI手法の導入	(仮称)リサイクルパークあさおの資源化処理施設については、効率的な整備を行うため、平成20年度にPFI導入可能性調査を行い、PFI手法の導入に向けた具体的な取組を行います。	平成20年度PFI導入可能性調査と具体的な検討の実施	B	<ul style="list-style-type: none"> ◆(仮称)リサイクルパークあさお整備事業の資源化処理施設に係る事業手法については、平成21年度に、PFI導入可能性調査の内容を精査検討した結果、公設民営方式に転換することとし、平成23年度の総合評価一般競争入札による契約のための準備作業を行いました。
27	川崎駅東口地区自転車駐車場の効率的な整備・運営	川崎駅周辺総合整備事業における京浜急行線高架下自転車駐輪場の移設を機会に、川崎駅東口周辺における自転車等の収容量の拡充を進めるとともに、民間活用による効率的な整備・運営を図ります。	川崎駅東口周辺における自転車等の収容量の拡充 民間活用による効率的な駐輪場の整備・運営	B	<ul style="list-style-type: none"> ◆川崎駅東口駅前広場再編整備により撤去となった既存駐輪場（約500台）の代替として、ルフロン公園内に川崎駅東口第2駐輪場（985台）については、(財)自転車駐車場整備センターの整備・運営により、平成22年11月から供用を開始しました。 ◆関係地権者との調整により、供用開始を平成21年度から平成22年11月に変更しています。
27	小学校普通教室の冷房化の推進	小学校普通教室の冷房化については、効率的かつ効果的に実施するため、PFI手法を活用して平成21年度に整備を行います。	平成21年度PFI活用による小学校普通教室の冷房化	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成20年度に中学校20校の普通教室の冷房設備設置工事を実施しました。 ◆平成21年度に小学校89校と中学校21校と聾学校1校の普通教室の冷房設備設置工事を実施し、改築・大規模改修予定校を除いて、普通教室の冷房化を完了しました。 ◆小学校と聾学校の90校については、平成34年3月までPFI事業者による維持管理を行います。
27	(仮称)多摩スポーツセンター整備事業へのPFI手法の導入等	平成22年度の開館に向けて、効率的な管理運営を行うため、PFI手法を活用して整備を行うとともに、隣接する西菅公園のスポーツ施設と一体で管理します。	PFI手法による整備と隣接する西菅公園のスポーツ施設との一体管理の実施	B	<ul style="list-style-type: none"> ◆PFI手法を活用した建設整備事業は、平成23年2月に竣工し、施設は平成23年3月26日にオープンしました。 なお、平成22年12月1日のオープンを予定していましたが、造成による建設残土の一部に六価クロムの基準値を超える残土があることが確認されたため、この処理に係る工期延長がなされ、平成23年3月26日のオープンとなりました。

(3) 適切かつ効果的な維持補修による長寿命化の推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
28	公園の維持管理水準の向上による長寿命化の推進	街区公園及び総合公園など大規模公園の公園施設を計画的に改修・更新することにより、公園施設の長寿命化を推進します。 また、安全で快適な公園空間を創出するため、樹木の剪定回数を増やすなど、公園緑地の適切かつ効果的な維持管理を行います。	大規模公園の計画的な改修・更新による長寿命化の推進 樹木の選定回数の増加	A	◆生田緑地をはじめとした公園緑地の計画的な改修・更新を実施し、公園施設の長寿命化を図りました。 ◆主要公園の樹木剪定等の維持管理水準を向上させ、公園緑地の適切かつ効果的な維持管理を実施しました。 ◆平成20年度から改革効果の還元予算を活用しています。
28	街路樹の適正管理による安全な道路空間の維持	街路樹の剪定期間を概ね2～3年とし、交通障害となる樹木の剪定を中心に街路樹の維持管理を行い、安全な道路空間を維持します。また、街路樹の点検・診断を実施し、危険な樹木の撤去・更新を適宜実施します。	街路樹の点検・診断の実施 危険な樹木の撤去・更新の実施	A	◆尻手黒川線等の交通障害となる樹木の剪定を実施し、安全な道路空間の維持に努めました。 ◆平成20年度 皐橋水江町線の樹木更新を実施しました。 ◆平成21年度 富士見鶴見駅線の樹木更新を実施しました。 ◆平成22年度 登戸野川線等の街路樹の点検・診断を実施するとともに、野川171号線等の樹木更新を実施しました。 ◆平成20年度から改革効果の還元予算を活用しています。
28	公共建築物の長寿命化対策	施設を良質なストックとして整備するために、「中長期保全計画」を策定し、効果的に修繕を行いつつ段階的に長寿命化対策を実施します。	「中長期保全計画」の策定	A	◆平成20年度に28施設、21年度に12施設、22年度に12施設の建物調査を実施し、調査・診断結果を基に中長期保全計画を策定しました。 ◆中長期保全計画を策定した施設について、「公共建築物維持保全業務に関する推進会議」等で庁内検討を行い、今後の計画修繕について調整を図りました。
28	河川維持補修における長寿命化の推進	護岸の劣化や河床の深掘れなどの調査を行い、効率的・効果的な補修工法を検討したうえで、平成21年度までに補修計画を策定し、安全性に配慮した河川施設補修による長寿命化を推進します。	平成21年度までに補修計画を策定	A	◆「維持補修計画」については、護岸や河床等の現状を把握するために詳細な調査を実施し、補修箇所等の確認を行い、その結果をもとに、平成21年度に効率的・効果的な補修工法等の詳細な検討を行い策定しました。
28	橋りょう整備における長寿命化の推進	安全性や緊急性に配慮した適切かつ効果的なメンテナンスによる長寿命化を推進するために、平成21年度に「長寿命化修繕計画」を策定し、橋りょうの予防保全的修繕を実施します。	平成21年度に「長寿命化修繕計画」を策定	B	◆計画については、平成22年度にパブリックコメントを実施し、公表しました。 ◆第3期実行計画と連携を図り、今後10年間の具体的な対策を示した実施プログラムを策定しました。 ◆平成23年度から長寿命化事業に取り組んでまいります。

28	下水道施設の長寿命化の推進	市民の安全で快適な暮らしを守るため、地震対策を優先するとともに適切な維持管理による下水道施設の延命化に重点を置きます。	地震対策と長寿命化の推進	A	◆国土交通省発出の下水道事業長寿命化支援制度に関する手引きに基づき、水処理センター、スラッジセンター、ポンプ場の長寿命化計画の立案に向けた検討を行いました。 ◆地震対策等についても、汚泥圧送管の耐震化を図るとともに、管きょ、水処理センター・ポンプ場等の耐震化を進め、全体に対する耐震化された施設の比率となる耐震化率は、管きょについては25.5%、水処理センター・ポンプ場等については11.6%に達しました。
28	適切な道路維持補修の推進	安全性や緊急性に配慮した効率的・効果的な維持補修を行うことにより、道路施設の適切な維持管理を推進します。	道路施設の適切な維持管理の推進	A	◆幹線道路における路面性状調査結果や生活道路における道路損傷調査を基に、緊急性や利用状況等を勘案し、優先順位の高い箇所から、効率的・効果的な補修方法を検討し、道路の補修を行いました。 ◆平成20年度から改革効果の還元予算を活用しています。
28	港湾施設における長寿命化の推進	施設管理部門と整備部門を統合したうえで、維持管理・補修計画を策定し、安全性に配慮した適切で効果的なメンテナンスによる長寿命化を推進します。	維持管理・補修計画の策定	A	◆平成20年度港湾局組織整備・職員配置において、港湾施設の適切かつ効果的な維持管理や予防保全型の補修の実施と積極的な長寿命化への取組みを推進するため、管理部門と整備部門を統合しました。 ◆様々な港湾施設の特異性に合わせた維持管理・補修計画を策定し、長寿命化を推進しています。（平成21～22年度：係留・外郭施設、48施設分の維持管理計画を策定。）

(4) 既存ストックの有効活用や複合化

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
29	こども文化センターの有効活用	従来の児童厚生施設としての機能に加えて、地域の市民活動拠点として活用するとともに、地域の実情に応じた子ども支援を展開するための地域子育て支援センターとしての活用を図ります。	こども文化センターを地域子育て支援センターとして活用を図る。	A	◆こども文化センターを活用した「地域子育て支援センター」の開設、事業を実施しました。 ○平成20年度こども文化センター 7施設において開設。 ○平成21年度こども文化センター16施設において実施。 ○平成22年度こども文化センター26施設において実施。
29	わくわくプラザにおける児童健全育成事業の推進	国が創設した放課後等の子どもの居場所確保と健全育成を目的としている放課後子どもプランを踏まえ、わくわくプラザ事業を推進するとともに、わくわくプラザを活用し、保護者の就労形態の変化等に対応し子育て支援の視点を取り入れた「子育て支援・わくわくプラザ事業」を午後6時から7時まで実施します。	「子育て支援・わくわくプラザ事業」の午後6時から7時までの実施	A	◆平成20年11月から、わくわくプラザ各区1施設（全市7施設）において、「放課後学習支援事業」を開始し、平成21年度から、10施設に拡充して実施しています。 ◆保護者が就労等によって午後6時までにお迎えが難しい児童を対象に、午後6時から7時まで子どもの居場所と安全を確保する「子育て支援・わくわくプラザ事業」を、平成20年2月から、すべてのわくわくプラザにおいて試行実施し、平成20年4月から本格実施しました。
29	老人いこいの家の介護予防拠点としての機能強化	高齢者のふれあいと生きがいの場である老人いこいの家については、地域における介護予防拠点としての機能を強化し、介護予防普及啓発事業を実施するなど、高齢者の健康づくりの場として活用を図ります。	介護予防普及啓発事業を実施するなど、介護予防拠点としての機能強化	A	◆平成21年度及び22年度に指定管理者制度を更新した48か所については、介護予防を老人いこいの家の事業として明確に位置付け、これに資する計画（提案）を重視した選定を行いました。 ◆平成23年4月1日から新たに指定管理者制度を導入した御幸老人いこいの家についても同様の選定を行いました。 ◆「いこい元気広場事業」の継続実施と併せて、介護予防事業を実施し、普及啓発をさらに進めます。
29	消防出張所廃止による土地利用	平成19年度の玉川、宮内出張所の廃止に伴い、その跡地について、一部を消防団器具置場及び防災資機材倉庫として利用し、玉川出張所の残地は売却、宮内出張所の残地については有効利用を図ります。	出張所廃止に伴う玉川出張所の残地売却と宮内出張所の残地の有効利用	A	◆宮内出張所の跡地については、平成21年3月に防災資機材倉庫を設置し、平成22年4月に民設民営の保育園を開設するとともに、消防団器具置場を設置しました。 ◆玉川出張所の跡地については、平成21年3月に防災資機材倉庫を設置し、残地については平成21年12月に売却しました。

29	市立幼稚園跡地等の有効活用	新城幼稚園の跡地については、民設民営方式で認定こども園を設置します。 また、生田幼稚園の跡地については、平成23年度に児童相談所を設置します。	新城幼稚園跡地に民設民営方式で認定こども園を設置 生田幼稚園跡地に平成23年度児童相談所を設置	A	◆市立新城幼稚園の跡地を活用した幼保連携型認定こども園を平成22年4月に開園しました。 ◆市立生田幼稚園の跡地については、平成23年4月に北部児童相談所を開設しました。
29	聾学校の有効活用	聾学校については、さまざまな障害に対応できる特別支援学校への転換に向けて、現施設を有効活用する取組を進めます。	特別支援学校への転換に向けた取組の推進	B	◆聾学校の特別支援学校への転換から、聾学校の施設を活用した市立養護学校（知的障害）の高等部の分教室の開設に計画を変更しました。 ◆聾学校内に市立養護学校の高等部の分教室を平成23年4月に開設しました。
29	学校教育施設の開放等	学校教育施設については、市民活動や生涯学習、スポーツの場として利用できるよう、校庭、体育館、特別教室等の有効活用の推進・拡大を図ります。 また、学校跡地の土地利用についても有効活用の視点から検討を進めます。	校庭、体育館、特別教室等の有効活用の推進・拡大 学校跡地の土地利用について検討を進める。	A	◆平成22年度の有効活用開放モデル校に選定した小・中学校21校の特別教室等を開放整備し、新たな地域開放施設の拡大、利用促進に努めました。 ◆学校跡地の土地利用については、「学校跡地活用計画」を策定し、これに基づき、白山小学校跡地については、日本映画大学を運営する法人に土地は貸与、建物は売却し、白山中学校跡地及び河原町小学校跡地については、特別養護老人ホーム等の設置に向けて、協議・検討を行いました。

II 多様な政策課題に対応する行政体制の確立

1 効率的・効果的な行政体制の確立

(1) 政策課題に対応する執行体制の整備

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
34	下水道事業の地方公営企業法全部適用と水道局との統合に向けた検討	市民生活に欠かせないライフライン事業者としての経営基盤を構築するため、地方公営企業法の全部適用への移行を実施し、経営状況に応じた事業選択と、よりコンパクトで確かな経営による責任ある下水道行政を推進します。 また、水道事業及び工業用水道事業を行う水道局の管理・営業部門を活用するとともに、夜間・休日の緊急窓口の一元化を図るなど、双方がライフライン事業者として安全で安心なサービスの提供と向上をめざし、下水道事業と水道事業及び工業用水道事業の執行体制の統合に向けた検討を進めます。	下水道事業の地方公営企業法の全部適用への移行の実施 地方公営企業法の全部適用移行後の下水道事業と水道局との統合	A	◆下水道事業については、平成22年度にライフライン事業者として長期的かつ安定的にサービスを提供していくため、より企業性を発揮できる地方公営企業法の全部適用へ移行し、独立採算の徹底による自立した企業運営を目指すとともに、ライフライン事業者として相乗効果が期待される上水道及び工業用水道事業との組織統合を平成22年4月1日に行いました。 ○平成20年度には、各種プロジェクトによる課題の抽出と検討を進め、システム改修の影響調査を実施しました。 ○平成21年度には組織統合後の事務執行に与える影響を最小限に抑えるため、財務会計等のシステムの改修を進めるとともに、下水道事業の地方公営企業法の全部適用への移行と上下水道局の設置条例について市議会で可決されました。 ○平成22年4月1日から新たな体制により事業執行を行っています。
34	道路、河川、公園緑地等の都市基盤整備の一体的な推進体制の検討	市民の生活を支え、市民に身近な都市施設である道路、河川、水路、公園緑地等の都市基盤整備を一体的に行い、道路や街路の緑化推進をはじめ、河川緑化などの自然の生態系を取り入れた親水整備など、市民の豊かでうらおいのある、より良好な都市環境を形成するため、建設局と環境局緑政部の統合に向けた検討を進めます。	建設局と環境局緑政部の統合	A	◆緑地保全の取組に加え、さらなる都市緑化の推進による、うらおいある都市空間を創出していくため、環境局緑政部と建設局を統合し、平成22年4月1日から建設緑政局を設置しました。 ◆市民生活に身近な道路や公園を一体的に管理することで、維持管理機能や危機管理体制を強化し、市民サービスの向上を図るため、建設センターと公園事務所を統合し、平成22年4月1日から区役所に道路公園センターを設置しました。
34	文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討	文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の構築と関連施設の地域における市民の活動等の場としての機能強化に向けた検討を進め、取組期間中の実施をめざします。	文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の構築	A	◆高齢化社会の進展など社会環境の変化を踏まえ、これまで行ってきたスポーツ関連施設に「生涯スポーツ」や「健康づくり」といった視点を取り入れた総合的な施策推進を図りながら、スポーツ振興を通じた市民との協働によるまちづくりを推進するため、教育委員会のスポーツ施策を平成22年4月1日から市民・こども局へ移管しました。 ◆市民主体の総合的な文化・芸術施策の展開を図るため、教育委員会が所管する文化・芸術にかかる施策についても平成22年4月1日から市民・こども局に移管しました。

(2)簡素で効率的な執行体制の構築

①効率的な執行体制の構築

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
35	税務事務の集約化	税制改正や税源移譲等に対応し、歳入の根幹である市税収入を確保すると同時に、職員のスキルアップと納税者への説明責任能力の向上を図るため、より効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、（仮称）市税事務所の設置にかかる取組を進めます。	（仮称）市税事務所の設置に係る取組の推進	B	◆（仮称）市税事務所の設置に向け、3事務所1分室全ての名称、場所を確定させ、広報等を行ったほか、市税事務所体制での税務組織について検討、調整し、成案を作成した等、計画どおりに進捗しています。 ◆平成23年度に開設予定の計画であり、今後は開設に向けた最終調整、事務所移転等を進めます。 なお、（仮称）かわさき市税事務所については、既存の庁舎を利用することも想定していましたが、当初計画を変更して、賃貸ビルへ移転することとなりました。
35	消費者行政センターと計量検査所の再編整備	消費生活の安定と向上に向けた取組を一体的に推進するために、平成22年度までに消費者行政センターと計量検査所の再編整備を実施します。	平成22年度までに消費者行政センターと計量検査所の再整備の実施	B	◆消費生活の安定と向上に向けた取組を一体的に推進するため、再整備について検討を行いました。計量検査所は、計量法に基づき、適正な計量の確保を通じ経済の発展に寄与する業務を行っており、その事業対象は主として事業者となっているため、事業者の振興部門である工業振興課に統合しました。
35	市境界業務と土地境界査定業務の統合	類似性の高い業務の効率性を高めるため、平成21年4月に市境界業務と土地境界査定業務の統合を図ります。	平成21年4月に市境界業務と土地境界査定業務の統合	A	◆平成21年4月まちづくり局住居表示課から移管された市境界業務について土地境界査定業務との統合を図りました。
35	街区表示板等維持管理業務の建設センターへの移管	市民要望に対する機動性を確保する観点から街区表示板等の維持管理業務を、平成21年度内に各区建設センターへ移管します。	平成21年度内に街区表示板等の維持管理業務を区役所建設センターに移管	B	◆破損した街路表示板の回収等市民要望に対する機動性確保については、緊急時における道路公園センターの協力を得ることで、実質的な改善が図られたため、街区表示板等の維持管理業務の移管は当面行わないこととし、引き続き、現行体制における課題点等を整理した上で、より良い維持管理体制の検討を進めることとしました。
36	検査管理業務の一元化	平成21年度に工事検査部門を一元化し、公共工事の透明性・公平性の向上を図るとともに共有化できる単価表や歩掛についても一元化を進めます。	平成21年度に工事検査部門の一元化 共有化できる単価表や歩掛の一元化	A	◆平成21年度に工事検査部門を財政局に一元化し、工事部門と切り離すなど公共工事の透明性・公平性の向上を図りました。 ◆単価表については、可能なものは共有化した。今後、歩掛についてもできるものは一元化を進めます。 ◆権限移譲や一括交付金化の動向を踏まえ、単価表や歩掛の一元化の拡大を検討します。

②IT技術の活用等

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
36	システム全体の最適化の推進	「システム全体最適化計画」に基づき、システムのオープン化、機器の統合、集中管理化などを進め、機能的、効率的かつ安全な形態にシステムを再編成することにより、システムに係る経費の適正化を図ります。	システムの再編成による経費の適正化	A	◆平成20年度は、①国保システムのオープン化に伴う汎用機の機器スペックダウン及びプリンタの削減②システム連携基盤の活用拡大に向けた取組み（図書館総合システム）、③サーバ集中管理化に向けた検討・検証などを実施しました。 ◆平成21年度は、①汎用機の利用状況調査、②人事給与システムのオープン化、③サーバ集中管理化に向けた検討・検証及びマシン室の整備、④次期iDCの検討などに取り組みました。 ◆平成22年度は、①第1次アクションプラン（H20～22）の評価、②第2次アクションプラン（H23～25）の策定、③AD（アクティブディレクトリ）の導入によるセキュリティの強化、④サーバ集中管理化（位置統合）の開始などに取り組みました。
36	人事給与事務の効率化	「新人事給与システム」の導入により、システム運用経費の縮減を図るとともに、人事給与事務を見直し、効率的な執行体制を構築します。	「新人事給与システム」の導入による経費の縮減 人事給与事務の見直し	A	◆平成22年4月から人事給与システムの本格運用を開始し、人事異動処理、給与計算処理など大きなトラブルもなく安定的に稼働しました。
36	戸籍業務の電子化に伴う執行体制の見直し	戸籍電子化による定量効果としての職員削減及び戸籍入力業務へのオペレーター導入により、効率的な執行体制を構築します。	戸籍電子化による職員削減 戸籍入力業務へのオペレーター導入	C	◆戸籍電子化による職員削減効果は得られませんでした。戸籍入出力業務のオペレーター化については、平成19年度に戸籍事項証明書や除籍事項証明書などの証明書出力業務において実施しました。 ◆戸籍届出の入力業務のオペレーター化については、戸籍事務の専門性や、職員の業務スキル維持の必要性等の課題があるため、引き続き、第4次改革プランの計画期間内の見直しに向けた取組を進めます。
36	国民健康保険業務の効率化	「国保ハイアップシステム」の導入により、複雑化する医療給付事務や増大する保険料収納事務の効率的な執行体制を構築します。	「国保ハイアップシステム」の導入	A	◆平成23年4月から「国保ハイアップシステム」を導入し、増大する保険料収納事務の効率的な執行体制を構築しました。
36	給水装置工事事務処理業務の効率化	給水装置工事手続の進行管理の円滑化を図るため業務を電子化し、事務処理の迅速化によるサービスの向上を図ります。	給水装置工事手続の電子化	B	◆給水装置工事の進捗管理及び手数料等調定事務の電子管理を行う給水装置工事管理システムについて、平成24年度からの稼働に向けて計画どおりに基本設計を終えました。 ◆給水装置工事申請の電子化（工事事務手続の電子化）については、平成21年度中に各種調査及び意見交換等を行いました。インターネット上の本人確認の難易度が高いなど多くの課題もあることから、工事申請の電子化については簡易な書類に限り試験的に導入する方向で検討を行いました。

③非常勤職員の活用等

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
36	消費生活相談業務執行体制の見直し	相談情報の処理業務については、専門知識を有する非常勤嘱託員を活用することなどにより、効率的な執行体制を構築します。	相談情報処理業務への非常勤嘱託員の活用	A	◆相談業務については、効率的な執行体制の構築を図りました。 ○平成19年度に北部消費者センターの職員3名を減員し、非常勤嘱託員2名としました。 ○平成20年度には消費者行政センターへ統合しました。 ○平成22年度には国民生活センターが運用するPIO-NETシステムの改正で迅速な相談情報の提供が求められるなか、国・県等の動向や事務の状況を的確に捉えながら、非常勤職員を活用した効率的な執行体制の構築を図りました。
36	戸籍住民基本台帳業務執行体制の見直し	証明発行業務については、順次非常勤化を図ります。	証明発行業務の順次非常勤化	A	◆平成21年度に証明書発行業務に45人の非常勤嘱託員を配置し、郵送での証明書発行の全て及び窓口での証明書発行の一部を非常勤嘱託員が行っており、非常勤嘱託員の習熟度アップを図りつつ、引き続き非常勤化の効果の検証を行いました。 ◆郵送業務センター化については、証明書発行業務非常勤化の検証内容をふまえ、センター化の効果並びにセンターの設置及び維持に必要な経費等を勘案しながら検討を行っています。
36	焼却灰運搬業務執行体制の見直し	処理センターの焼却灰運搬業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。	焼却灰運搬業務の非常勤化（退職動向等にあわせて）	A	◆退職動向にあわせ、平成23年度から堤根処理センターの焼却灰運搬業務について、1名の非常勤化を図りました。
37	し尿処理・圧送業務執行体制の見直し	入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。	入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務の非常勤化（退職動向等にあわせて）	C	◆当該取組期間内において、正規職員の退職がなかったため、非常勤化は図られませんでした。引き続き、退職動向等にあわせ非常勤化を図っていきます。
37	廃棄物中継輸送業務執行体制の見直し	加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。	加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務の非常勤化（退職動向等にあわせて）	A	◆退職動向にあわせ、平成23年度から1名の非常勤化を図りました。

37	廃棄物海面埋立業務執行体制の見直し	浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。	浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務の非常勤化（退職動向等にあわせて）	A	◆退職動向にあわせ、平成22年度から非常勤嘱託職員1名を配置しました。
37	福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し	生活保護受給世帯の増加傾向が継続する中、より効率的・効果的な生活保護業務執行体制を構築します。	効率的・効果的な生活保護業務執行体制の構築	A	◆平成21年度にケースワーカーの配置基準等実施体制の見直しを図り、22年度から実施しました。 ◆平成22年度においては、実施体制検討委員会を7回、生活保護業務あり方検討部会を2回、生活保護あり方検討プロジェクトを3回実施し、人材育成を踏まえた効率的で効果的な業務執行体制の構築について検討しています。
37	公立保育所職員配置基準の見直し	保育所の効率的な運営を図るため、国基準や他都市及び市内社会福祉法人が運営する保育所を参考に見直しを図ります。	公立保育所職員配置基準の見直し	E	◆今後の保育所の効率的な運営を図るための職員配置基準の見直しなど、執行体制を検討しておりますが、待機児童対策のために定員を上回る児童の受入れを行っているとともに、障害児及び特別な支援が必要な児童数が増加しており、計画期間内の目標達成はできませんでした。 ◆今後も第4次改革プランの計画期間内を見直しに向けた検討を進めます。
37	水道コーナー執行体制の見直し	各区役所の水道コーナーについては、給水装置完成図の電子化等に伴い非常勤化などを図ります。	水道コーナーの非常勤化	A	◆平成20年度の給水装置工事完成図の電子化の完成、平成22年度の水道事業と下水道事業の組織統合を踏まえ、水道コーナーにおける業務の見直しを行い、次のとおり非常勤化を進めました。 ○平成21年度 各区役所の水道コーナーを職員3人体制から職員1人・非常勤嘱託員2人体制としました。 ○平成22年度 給水装置情報閲覧コーナーを非常勤嘱託員1人体制で各下水道事務所等に設置し、各区役所の水道コーナーを廃止しました。
37	市バス公募嘱託乗務員等の活用	乗務員の退職動向等にあわせて、公募嘱託乗務員等の活用を図ります。	公募嘱託乗務員等の活用	A	◆平成20年度から22年度まで計10回募集を行い、計54名を採用しました。 ◆平成23年度に計画している新たな路線計画に対応できる人員を確保するため、引き続き、公募嘱託乗務員の確保に努めます。

(3) 民間部門を担い手とする公共サービスへの転換

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
38	自動車運転業務の見直し	迅速かつ柔軟な機動力の確保が求められる災害時の対応等を踏まえ、直営で確保しておくべき車両台数を検証したうえで、タクシーチケットや委託化等の拡大を図ります。	自動車運転業務の見直しに伴うタクシーチケットや委託化等の拡大	A	◆直営で確保すべき車両及び自動車運転手の配置に関する考え方をまとめ、タクシー利用の拡大や自動車運転手以外の職員が運転する車の導入など、職員配置見直しに向けた取組を進めました。さらに、集配業務の委託化を図り、職員1名、非常勤嘱託職員を5名削減し、車両も減車することで固定費の削減を図りました。
38	区役所管理運営の効率化	区役所の電話交換業務については、総合コンタクトセンターに統合します。	区役所電話交換業務の総合コンタクトセンターへの統合	A	◆区役所電話交換業務を順次総合コンタクトセンターへ統合し、業務の効率化を図りました。 ○平成20年度 幸区、麻生区、 ○平成22年度 宮前区、多摩区、高津区
38	消費者啓発育成業務執行体制の見直し	消費者に係る啓発業務については、委託化を含めた執行体制を見直します。	消費者啓発育成業務執行体制の見直し（委託化含む）	A	◆平成21年度から啓発育成業務を可能な限り委託するとともに、執行体制を見直し、職員1名の非常勤化を図りました。
38	勤労者福祉共済業務の委託化	平成20年度に厚生事業等の業務を委託し執行体制の効率化を図ります。さらに効率的・効果的な運営手法を検討し、会員管理、給付事業などの業務を平成22年度までに委託化します。	平成20年度厚生事業等の委託化 平成22年度までに会員管理、給付事業を委託化	A	◆平成20年度に厚生事業等の業務を委託化をしました。 ◆平成22年度には、さらに会員管理・給付等受付処理業務の委託を拡充しました。 ◆この結果、執行体制を見直し、職員2名を削減しました。
38	競輪場投票業務の委託化	車券の発売・払戻業務等の委託化を進めます。	車券発売・払戻業務等の委託化	A	◆平成21年4月から、バックスタンド投票所と西2投票所における発売・払戻業務の民間委託化を図りました。
38	廃棄物収集・処理業務の委託化	平成20年度から粗大ごみの収集運搬業務を民間事業者へ委託し、平成21年度は、粗大ごみ及び小物金属の処理業務を委託します。また、小物金属の収集運搬業務の委託化を図ります。	平成20年度粗大ごみ収集運搬業務の委託化 平成21年度粗大ごみ及び小物金属処理業務の委託化 小物金属収集運搬業務の委託化	A	◆平成20年度から粗大ごみの収集運搬業務を民間事業者へ委託しました。 ◆平成21年度から浮島処理センター及び橘処理センターの粗大ごみ及び小物金属の処理業務を民間事業者へ委託しました。 ◆平成22年度から小物金属の収集運搬業務を民間事業者へ委託しました。

38	福祉関係団体事務の見直し	団体と行政の関わり方について、その団体の自主性を強化する観点等から見直します。	福祉関係団体と行政の関わり方の見直し	B	◆団体の自主性を強化する観点から、事業の企画・立案・実施についてのノウハウを伝えながら、各々の団体に必要な支援を行い、各団体が独自に事業の見直しを行うなど、団体の自立に向けた育成の取組を推進しました。 ◆出資法人等外郭団体に事務を移譲移管することも検討しましたが、行政との関わりが重要であるとの見解から、団体の自主性を強化する取組を行うこととし、平成21年度から行政の関わり方を必要最小限とするよう見直しました。
39	保育園調理業務の委託化	保育園の調理業務については、委託化を推進しつつ、安定的かつ効率的に給食を提供します。	保育園調理業務の委託化	A	◆平成20年度から平成22年度は各5園ずつ、平成23年度は4園の調理業務の委託化を実施しました。
39	地域療育センターの整備、運営の民営化の推進	平成22年度に開設を予定している（仮称）西部地域療育センターを、民設民営により整備します。 また、南部地域療育センターは川崎市日進町地区「福祉センター」の、中部地域療育センターは中原区井田地区のリハビリテーション福祉・医療センターの再編整備にあわせて民営化の取組を推進することにも、北部地域療育センターについても運営管理の民間活用を図ります。	平成22年度民設民営による（仮）西部地域療育センターの整備 南部・中部・北部の地域療育センターへの民間活用の推進	A	◆西部地域療育センターは、民間法人による整備を進め、当初計画どおり、平成22年4月に開所しました。 ◆中部地域療育センターは、新園舎建設や指定管理者への引継ぎ等を行い、平成23年4月に指定管理者制度を導入しました。 ◆南部地域療育センターは、福祉センターの再編に併せて、平成26年度に移転、指定管理者制度導入を行うため、新園舎（市立川崎高校との複合施設）の基本設計を完了しました。 ◆北部地域療育センターについては、民間活用に向けた手法及び時期等の諸般の検討・調整を行いました。
39	住宅整備・保全業務の委託化	公営住宅の整備・保全業務の設計、工事監理については、委託化を進めます。	公営住宅の設計・工事監理の委託化の推進	A	◆維持・修繕業務については、引き続き住宅供給公社へ管理代行を行っております。また、改善事業についても、国の交付金制度に義務付けられた長寿命化計画に位置づけを行い、改善型修繕のものについて、管理代行として一部委託を行いました。
39	公共施設・設備保全業務の委託化	公共施設の整備・保全業務の設計、工事監理については、委託化を進めます。	公共施設の設計・工事監理の委託化の推進	A	◆設計や工事監理については、工事件数の増加に伴い委託件数も増加しており、平成20年度56件、平成21年度88件、H22年度83件を民間部門へ委託しました。 ◆委託業務内容についても、調整業務を新たな委託項目に加え、委託業務範囲の拡大を図りました。

39	下水処理施設運転・保守管理業務等の委託化	入江崎総合スラッジセンターは管理監督部門を除く運転・維持管理業務の全てについて、平成20年度から民間委託を実施します。また、水処理センター・ポンプ場についても、順次、委託可能な業務について民間活用を図ります。	平成20年度入江崎総合スラッジセンターの運転・維持管理業務の委託化 順次、水処理センター・ポンプ場への委託化の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成20年度から入江崎総合スラッジセンターの管理監督部門を除く運転・維持管理業務のすべてについて民間委託化しており、次年度以降も継続できるように委託契約の事務手続きを行いました。 ◆平成21年度に立ち上げた維持管理業務検討委員会において、安心・安全を踏まえた水処理施設等への委託導入について検討を重ね、加瀬処理区ポンプ場9施設について、段階的（平成22年度から3か年）に民間事業者へ運転・維持管理業務を委託することとしました。 ◆平成22年度については、5施設の運転・維持管理業務を委託化しました。
39	学校給食調理業務の委託化	学校給食調理業務については、委託化を推進しつつ、安定的かつ効率的に給食を提供します。	学校給食調理業務の委託化の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆給食調理員の退職動向に合わせて、給食調理業務の委託化を進めています。 <ul style="list-style-type: none"> ○平成20年度 6校（今井小、大戸小、久地小、宿河原小、南百合丘小、養護学校） ○平成21年度 3校（末長小、稲田小、西生田小） ○平成23年度 4校（橘小、宮崎台小、麻生小、栗木台小）

(4) 公の施設等の効率的な管理運営

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
40	農政組織の再編に伴う緑化センターの移管	緑化センター（都市緑化植物園）を平成20年4月に環境局に移管し、緑の普及啓発など都市緑化推進の場として管理運営を行い、平成22年度までに全部委託もしくは指定管理者制度を導入します。	平成20年度緑化センターの再配置 平成22年度までに全部委託もしくは指定管理者制度を導入	A	◆平成20年4月に緑化センターを環境局に移管しました。 ◆平成22年度から指定管理者制度を導入し、運用を開始しました。
40	長寿荘宿泊事業の廃止と管理運営手法の見直し(再掲)	施設の老朽化や利用者が減少している現状等を踏まえ、宿泊事業、日帰り招待事業等を平成19年度をもって廃止します。また、宿泊事業等廃止後は、他の老人福祉センターと同様に多様化する市民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、平成21年度から指定管理者制度を導入します。	平成19年度に事業廃止 平成21年度より老人福祉センターとして指定管理者制度を導入	A	◆平成19年度末をもって、宿泊事業、日帰り招待事業等を廃止しました。 ◆平成21年4月から老人福祉センターとして指定管理者制度を導入しました。
40	特別養護老人ホームの運営	公設の特別養護老人ホーム8施設については、平成22年度末まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法のあり方について施設譲渡も含めて検討します。	平成22年度まで指定管理者による施設運営の継続 平成23年度以降については施設譲渡も含め管理運営手法を検討	A	◆平成23年度以降の管理運営手法のあり方について、内部の検討委員会を設置し検討を進め、施設ごとに施設譲渡に係る課題の整理を行った結果、現時点ではすべての施設について指定管理者による施設運営を継続することとしました。 ◆管理運営手法のあり方については、引き続き検討していきます。
40	恵楽園の運営	平成22年度末まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法のあり方について施設譲渡も含めて検討します。	平成22年度まで指定管理者による施設運営の継続 平成23年度以降については施設譲渡も含め管理運営手法を検討	A	◆平成23年度以降の管理運営手法のあり方について、内部の検討委員会を設置し検討を進め、施設譲渡に係る課題の整理を行った結果、現時点では指定管理者による施設運営を継続することとしました。 ◆管理運営手法のあり方については、引き続き検討していきます。
40	介護老人保健施設三田あすみの丘の運営	経費節減を図りながら市民サービスの向上を図るため、平成21年度から施設の譲渡も含め、民間事業者による運営に変更します。	平成21年度施設譲渡も含め民営化	A	◆平成21年4月1日 施設の譲渡を実施し、民間法人による運営に変更しました。

40	障害者福祉施設の運営	指定管理者制度により運営している障害者福祉施設については、平成22年度まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法について施設譲渡も含めて検討します。	平成22年度まで指定管理者による施設運営の継続 平成23年度以降については施設譲渡も含め管理運営手法を検討	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成23年度以降の管理運営手法のあり方について、内部の検討委員会を設置し検討を進め、施設ごとに施設譲渡に係る課題の整理を行った結果、現時点ですべての施設について指定管理者による施設運営を継続することとしました。 ◆管理運営手法のあり方については、引き続き検討していきます。
40	保育所の民営化による保育需要への対応（再掲）	保育所入所定員の増大や延長保育の充実などの今後の保育需要に対応するため、平成21年度から平成24年度に各年度5か園の保育所を民営化します。	平成21年度から毎年度5保育所を民営化	B	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成21年度は京町・戸手・南平間・宮前平・白鳥の5園の民営化を推進しました。 ◆平成22年度は大師・住吉・坂戸・宮崎・宿河原の5園の民営化を推進しました。 ◆民営化の公表時期を1年半前から2年半前に変更したことに伴い、平成23年度民営化園を5園から1園に変更し、末長保育園の民営化を推進しました。 ◆平成24年度民営化園として、西大島・東小倉・玉川・玉川乳児・百合丘保育園の建替え民営化計画を公表し、設置・運営法人を決定しました。 ◆平成25年度以降についても平成23年3月策定の第2期川崎市保育基本計画により、毎年5園の民営化を推進していくこととしました。
40	生田緑地及び同緑地内博物館等施設の管理運営	生田緑地及び同緑地内の岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園については、同緑地全体の魅力と価値を高める視点から、効率的かつ効果的な管理運営を図ります。	効率的かつ効果的な管理運営	C	<ul style="list-style-type: none"> ◆「生田緑地運営の基本的な考え方」に基づき日本民家園、青少年科学館、岡本太郎美術館を中心とした「生田緑地サマーミュージアム」の実施や共通パンフレットの発行等を行うとともに、平成22年度末に策定された「生田緑地ビジョン」の検討の中で、民間活力を活用しながら各博物館の魅力を最大限に活かし、市民サービスの向上につながる博物館3館の新たな管理運営体制について、第4次改革プラン期間内の導入に向けた検討を進めました。

(5) 協働による課題解決に向けたしくみの構築

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
41	都市型コミュニティづくりの推進	地域の核となる住民組織活動の活性化と自治意識の高揚を図るため、市民が主体的に参加して地域課題を解決するしくみを構築します。	市民が主体的に参加して地域課題を解決するしくみの構築	A	◆川崎市都市型コミュニティ検討委員会報告書を踏まえ、平成23年3月にコミュニティ活性化のガイドラインとなるよう「地域コミュニティ活性化に向けた考え方」としてまとめました。
41	区役所における市民提案型事業の検討・実施	協働の拠点である区役所において、市民活動団体等からの提案に基づき、地域課題の解決に向けた協働型事業の検討・実施に取り組みます。	協働型事業の検討・実施	A	◆平成21年度から全区において運用している市民提案型事業制度を、平成22年度も継続して実施しました。
41	市民協働による公園等維持管理の推進	市民に身近な公園等を「地域の庭」としてより柔軟に活用してもらうため、公園管理運営協議会の設置拡大に向けた取組を進めます。	公園管理運営協議会の設置拡大	E	◆2年間のモデルケース事業を経て平成18年度から管理運営協議会制度を正式発足しました。発足当初はボランティア活動や緑化推進に関心ある団体等積極的な加入がありましたが、住民の町会活動離れや高齢化等により、活動を躊躇したり、地元での意見集約が出来ない実態もあり、目標の600団体の設立は出来ませんでした。 ◆地元町会等へ説明を行ったり、公園内にポスターの掲示を行うなど、広く団体についての広報等を行い、団体未設置公園の解消を図るべく努めました。 ○平成20年度末の団体総数は359団体 ○平成21年度末の団体総数は435団体 ○平成22年度末の団体総数は474団体 ◆今後も第4次改革プランに位置づけた公園緑地の管理運営体制の取組として協議会の設置拡大を進めます。

41	地域課題の解決に向けた商店街と地域との連携	子育てや安全・安心など地域の課題解決に向けて、モデル事業を実施し、商店街のコミュニティ機能の充実を図るとともに、商店街と地域社会が連携して取り組んでいくしくみづくりを推進します。	<p>モデル事業の実施</p> <p>商店街のコミュニティ機能の充実</p> <p>商店街と地域社会が連携して取り組んでいくしくみづくりの推進</p>	A	<p>◆中原区</p> <p>○地域の活性化に向けて商店街が地域の情報交換や交流の場となるよう、店主を講師として個店を教室とした料理教室、フラワーアレンジメント教室、パッチワーク教室、親子そろってパフェ教室、カクテル教室などを合計15回開催し、延べ201人の参加があったほか、マナー・モラルアップポスター事業や「いいなかプロジェクト」にぎわい物産展、軒先たまり場事業など様々な事業を展開しております。</p> <p>また、中原区役所を事務局に「中原区商店街と連携した地域のまちづくり懇談会（構成：商店街、町内会、町内会婦人部等、年2回開催）」が、事業の企画等を継続的に意見交換する仕組みが機能しています。</p> <p>◆宮前区</p> <p>○商店街における地域のたまり場として、商店街利用者や周辺住民が気軽に立ち寄り、新たなコミュニティ形成の場となるよう、モデル事業として地域交流スペースを設け、いきいき健康マージャンなどを延べ49回開催し、毎回概ね30人程度が集まっています。</p>
41	学校教育施設の地域管理化の推進	学校教育施設の管理については、引き続き地域管理化を推進するとともに、児童生徒の在校時と土日・夜間の施設開放時の管理形態を分けるなどのセキュリティ対策についても取り組みます。	<p>学校教育施設の地域管理化の推進</p> <p>セキュリティ対策への取組</p>	A	<p>◆「かわさき教育プラン」第2期実行計画を受けて、学校施設の有効活用と地域管理を推進しました。</p> <p>◆平成20、21年度はそれぞれ14校、平成22年度は、21校において地域の管理による施設開放の実現に向け、特別教室等を市民活動拠点として整備し、学校施設開放の拡充に努めました。</p> <p>◆高津中・久本小・土橋小・生田中・生田小の5校に加え、平成22年度に犬蔵小・犬蔵中の2校について、地域の市民団体に管理を委託しています。</p>
41	学校・家庭・地域社会が一体となった学校運営の推進	保護者や地域住民が校長や教職員と一体となって学校運営に参画するコミュニティ・スクールを各区に設立するとともに、コミュニティ・スクールに指定された学校の取組成果を他の学校へ波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現に取り組めます。	各区にコミュニティ・スクールを設立	A	<p>◆未設置であった4区において平成20年度にコミュニティ・スクールを新たに指定し、全ての区にコミュニティ・スクールを設置しました。</p> <p>◆フォーラムの開催や、本市独自の「コミュニティ・スクール・ガイド」の作成・配布等を通じて、保護者や地域住民、学校が連携した教育活動の周知を図りました。</p>

2 効率的な行政経営基盤の確立

(1) 職員の人材育成と意識改革のさらなる推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	平成19年6月に策定した「第2次川崎市人材育成基本計画」に基づいて、「職員一人ひとりが公共サービスの責任主体」との意識を徹底し、行政のプロとしての職員を効果的、計画的に確保・育成します。			
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆多様な人材の確保 職員構成に配慮した計画的な採用、面接を重視した人物本位の採用、経験者採用の拡大、任期付任用制度の拡大等を進めます。	計画的な採用 人物本位の採用 経験者採用の拡大 任期付任用制度の拡大	A	◆民間企業等職務経験者採用試験や育児休業代替任期付職員採用選考、一般任期付職員採用選考の実施など、多様な人材の確保に向けた取組を行いました。
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆新たな人事評価制度を活用した人材育成 人事評価制度を人材育成を効果的に進めるための主要ツールと位置付け、評価者(管理監督者)のスキルアップ、評価結果の反映拡大などを推進し、効果的な目標達成と職務遂行を通じた人材育成を進めます。	評価者(管理監督者)のスキルアップ 評価結果の反映拡大 など	A	◆評価者(管理監督者)研修の充実、評価結果の昇給反映開始など、効果的な目標達成と職務遂行を通じた人材育成を進めました。
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆能力・実績に基づく人材登用、適材適所の人事配置の推進 係長昇任選考対象職種の拡大や特定の事業の推進に向けて職員を募る「庁内公募」などを進めます。	係長昇任選考対象職種の拡大 「庁内公募」の推進	A	◆係長昇任選考対象職種については平成22年度は保育士を新たに加える等拡大を図りました。 ○平成20年度実施：5職種→10職種 ○平成21年度実施：10職種→12職種 ○平成22年度実施：12職種→13職種 ◆人事評価制度の積極的な活用や庁内公募の実施など、能力・実績に基づく人材の登用、適材適所の人事配置を行いました。
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆複線型の人事制度の導入に向けた取組 職員自らがキャリアプランを設計できるシステムを構築し、専門性、専任性を重視した人事コースの整備に向けた検討などを進めます。	専門性、専任性を重視した人事コースの整備に向けた検討	A	◆平成20年4月から、職員の専門的知識や経験、能力がより効率的に発揮される仕組みを構築することを目的として、課税・滞納債権管理回収や戸籍・住民記録関係などの分野別に専任職を整備しました。 ◆平成22年4月から専任職については、主任から課長までの昇任を可能とするコース制を導入するなど、キャリアプラン作成のための人事コースの明確化と対象者の拡大を図りました。また、職務の高度な専門性を重視した資格・免許職の専門領域の人材育成を主な職務内容とする担当課長を設置するなど、職員のキャリアプランに応じた専任職・専門職の職務分野における人事コースの構築を行いました。

42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆女性人材の育成・活用に向けた取組 女性が管理監督者としても能力を発揮できるよう育成を図りながら、積極的な活用を進めます。	女性人材の育成・活用	A	◆個々の職員の能力に応じ、課長補佐や管理職への登用を進めました。 ◆自治大学校第1部・第2部特別課程や市町村アカデミーなどの、女性職員を対象とした研修に職員を派遣し、管理監督者としての能力開発・向上に向けた取組を進めました。 《参考》：女性が占める比率の推移 【20年4月→21年4月→22年4月→23年4月】 ○係長級 27.7%→29.1%→29.4%→29.6% ○課長補佐 16.8%→17.5%→19.3%→20.6% ○課長級 11.3%→11.6%→13.5%→14.8%
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆効果的な研修の実施 課長補佐研修・係長昇任前研修など早期の能力開発、個人の意欲や能力に応じた特別研修の充実、局別研修の強化などを進めます。	早期の能力開発 特別研修の実施 局別研修の強化	A	◆課長補佐研修・係長昇任前研修の実施などにより早期の能力開発を進め、職員個々の意欲や能力を高めるための「OJT研修」や「キャリア形成支援研修」などの特別研修を充実させるとともに、接遇指導者の養成などにより、局別研修の強化を図りました。
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆局別人材育成計画の推進 計画の着実な推進に向けた進行管理、計画の見直しなどを進めます。	局別人材育成計画の進行管理、計画の見直しの実施	A	◆各職場における具体的な取組を推進するための新たな仕組みを導入した「第2次局別人材育成計画」を平成20年度に策定し、計画に基づく取組を推進しました。 ◆人材育成能力開発取組シートの導入・効果的な活用、各局の状況に応じた効果的な取組など、職場の状況に応じたきめ細かい育成に取り組むことができています。 ◆平成23年度策定予定の次期人材育成基本計画へ着実に反映します。
42	的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	◆コンプライアンス(法令遵守・公務員倫理)の確立 研修での取組の充実、懲戒処分等の厳正な運用などを進めます。	研修の充実 懲戒処分等の厳正な運用	A	◆研修の充実、懲戒処分等の厳正な運用のほか、依命通達の発出、不祥事防止委員会の開催、自主考査の実施など、コンプライアンス(法令遵守・公務員倫理)の確立を進めました。
43	職員意識の向上が市政に反映される制度の構築	◆幹部職員とのコミュニケーション環境の醸成・強化 定期的なミーティングの開催など、若手の職員を中心に、幹部職員とのコミュニケーションを活発化させて、職員の市政に対する見識をより高め、幹部職員と市政運営へのビジョンを共有化することにより、職員の意識改革を図ります。	幹部職員とのコミュニケーション環境の醸成・強化	A	◆市長・副市長と若手職員の市政運営のビジョンの共有化と風通しの良い組織風土づくりを目指し、自由に意見交換を行うことができる場として、オフサイトミーティングを開催しました。 ○平成21年度は、7月～22年3月までの間に、市長・3副市長がほぼ毎月交代で各2回ずつ、計8回を開催し、合わせて120人の職員が参加しました。 ○平成22年度は、7月と11月に延べ8回開催し、合わせて150人の職員が参加しました。

43	職員意識の向上が市政に反映される制度の構築	<p>◆多くの職員が提案し検討に参加するしくみの構築</p> <p>職員が市政について主体的な意識を持ち、やりがいを感じて業務に取り組むことができるように、職員が考える市政への提案を活発に発表できる場を設け、職員で議論できる制度を構築します。</p>	多くの職員が提案し検討に参加するしくみの構築	A	<p>◆職員提案制度について、参加意欲を高めるために、毎年度政策や施策等に即したテーマを設定するとともに、有用な提案をした者については、審査結果に応じて人事評価で加点となるようにいたしました。</p> <p>◆平成21年度より、各職場で実践している改善の取組や研究成果について、目に見える形で共有できるよう、それらを発表する場として、若手職員の有志による運営委員会方式による「チャレンジかわさき選手権」を新たに創設しました。平成23年2月には、第2回チャレンジかわさき選手権を開催し、200人の職員が参加のもと、11件の事務改善等の発表を実施しています。</p>
43	職員意識の向上が市政に反映される制度の構築	<p>◆職員の提案を共有し市政に反映するしくみの構築</p> <p>職員が発案した市政への提案を着実に反映するため、庁内における検討・調整機能を強化するとともに、その時点では反映できなくても、後に反映する可能性のある取組は、数年間にわたり庁内で広く情報共有できるしくみを構築します。</p>	職員の提案を共有し市政に反映するしくみの構築	A	<p>◆職員提案制度について、公平・公正な審査を担保し、審査の精度を高めるため、二段階審査に改めました。その厳格な審査を経て、具体化したほうが良いとされた提案については、担当する局区室に対して実施に向けた検討を依頼しました。</p> <p>◆原則として、すべての提案をデータ化し、イントラネット上で公表するとともに、有用な提案や具体化したほうが良いとされた提案は、ホームページで外部にも公表するなど、情報共有を推進する仕組みを構築しました。</p>

(2) 新たな給与制度の継続的な見直しと福利厚生制度の改革

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
44	職務・職責と勤務実績に基づくインセンティブに富んだ給与制度の定着	国における公務員制度改革の動向等を踏まえながら、給与制度の見直しを行っていくとともに、業務実態の変化等の状況を見据え、引き続き次の取組を進めます。			
44	職務・職責と勤務実績に基づくインセンティブに富んだ給与制度の定着	◆給料表再編の検討や構造の見直しなどより職務・職責の内容に見合った給与とするため、給料表の見直しなどの検討を行います。	給料表の見直しなどの検討	A	◆高齢期雇用問題をはじめとする、公務員をとりまく諸課題に対応し、より職務・職責に見合った給与制度とするため、国の動向等を踏まえて、給料表の見直しなども含めた新たな給与構造の改革への検討を行いました。
44	職務・職責と勤務実績に基づくインセンティブに富んだ給与制度の定着	◆諸手当の見直し 特殊勤務手当をはじめ、各手当の趣旨を勘案した見直しについて引き続き取り組みます。	諸手当の見直し	A	◆諸手当については、業務実態や社会情勢の変化等の状況を踏まえ、各手当の趣旨を勘案し、住居手当及び特殊勤務手当（税務手当）について、支給要件の見直しを行いました。
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	市民の理解が得られるよう社会経済環境の変化に合わせて事業のあり方を見直しながら、市民サービスの向上に向けて職員が能力を最大限に発揮できるよう事業制度の再構築を進めます。			
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	◆保険料負担割合の均衡 平成20年度に事業主と被保険者との負担割合について均衡(50対50)を図ります。	平成20年度保険料負担割合の均衡	A	◆平成20年度健康保険料の事業主と被保険者との負担割合は、均衡(50対50)を図りました。 ◆平成21年12月1日に健康保険組合は解散し、職員共済組合に移行しました。
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	◆福利厚生事業の見直し 職員厚生会等の職員の互助組織が実施する各種事業について、民間との均衡、費用対効果等の観点から、公費負担の見直しを図っていきます。また、福利厚生事業として管理運営している施設の廃止や縮小を含めて検討を進めます。	公費負担の見直し 施設の廃止や縮小を含めた検討の実施	A	◆職員厚生会が実施する各種事業について公費負担の見直しを図りました。 ◆平成21年9月30日にいさご会館を廃止し、平成22年度から、一部（体育施設）を除き、第4庁舎として利用しました。
44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	◆健康保険組合と職員共済組合の統合 社会保障制度改革に伴い、共済組合の全国市町村職員連合会への加入や、健康保険組合と職員共済組合の統合に向けた取組について、国との調整を図りながら、着実に進めます。	健康保険組合と職員共済組合の統合	A	◆平成21年12月1日に健康保険組合の解散、職員共済組合移行が完了しました。

44	社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築	<p>◆安全衛生及び健康管理に関する対策の強化、推進</p> <p>疾病予防対策、メンタルヘルス対策の推進、強化など職員が健康で能力を最大限に発揮できるような職場環境づくりを進めます。</p>	疾病予防対策、メンタルヘルス対策の推進・強化	A	<p>◆疾病予防対策として、健康診断の事後フォロー等の健康相談の実施と健康づくり教室を開催しました。</p> <p>◆職員のメンタルヘルス対策としては管理監督者向け等の研修やストレスチェック対象者を拡大し、職場環境改善に役立ててもらえるように一次予防の強化を図りました。</p> <p>◆復職支援について健康支援課内で役割分担を明確にし、お互いの連携を密に取りながら円滑な復職支援ができるよう体制の強化をすすめました。</p>
----	--------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------	---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3)出資法人の効率的な経営とあり方

I.民営化する法人

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
49	(福)川崎市社会福祉事業団	本市の社会福祉施設について、指定管理者制度の活用や施設の民間譲渡など、安定的な運営手法の検討とあわせて、介護報酬体系の改定等に対応した事業計画を再構築することにより、自立運営をめざし、平成22年度までに法人の完全民営化を図ります。	平成22年度までに法人の完全民営化	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆法人自らが社会福祉施設を設置することにより、経営基盤の安定化が十分に図られたことなどから、運営費の補助は平成22年度をもって終了しました。 ◆指定管理者制度導入施設の管理運営については基本的に指定管理者制度を継続することとし、これまで社会福祉事業団が指定管理者となっていた各施設については、公募の結果、引き続き指定管理者として選定されました。 ◆これらの取組により、平成23年度から完全民営化しました。

II.抜本的な対応を進める法人

49	川崎市土地開発公社	公有地拡大推進法に基づいた土地開発公社による土地確保スキームは、効率的な都市基盤整備の推進に有効であることから法人格は存続させます。また、簡素で効率的な執行体制とするため、水江町地内公共用地の再取得後の平成22年度を目途に、川崎市住宅供給公社との事務部門の統合（役職員の兼職）を図ります。	平成22年度を目途に、川崎市住宅供給公社との事務部門の統合（役職員の兼職）を図る	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅供給公社との事務部門の統合に向けて検討を重ね、平成22年4月から役職員の兼務化を行うとともに、平成21年度末をもって派遣職員すべての引上げを完了しました。 ◆平成22年8月に住宅供給公社と同一の事務所に引越しを行い、業務を開始いたしました。
49	(株)川崎球場	大規模公園管理における管理手法の検討や、富士見周辺地区整備基本計画及びこれと連携した富士見公園整備に関する整備基本計画によって、事業基盤に大きな影響が生じることから、同計画の進捗にあわせ法人の整理を進めます。	行政計画の進捗にあわせ法人の整理を進める	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆富士見周辺地区整備基本計画の進捗にあわせて、株式会社川崎球場のあり方の検討を行い、その検討事項を平成23年3月の政策調整会議において報告し、今後の法人の方向性について整理しました。
49	(財)川崎市水道サービス公社	水道事業の再構築計画に基づく経営の効率化を推進する中で、再構築の進捗や公益法人制度改革に合わせた公益法人としての方向性を検討し、廃止を含めた対応を図ります。	廃止を含めた対応を図る	C	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間活力の導入を含めた事業の見直しや、事業執行体制についても専務理事の廃止、派遣職員の引上げを行いました。 ◆「新たな行財政改革プラン」の計画期間である平成25年度までには、民間活力の導入等を含めて、市民サービスの低下を招くことのないよう、最適な担い手の検討を更に進め、廃止を含めた法人の方向性を決定することとしました。

Ⅲ.施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせた法人形態の見直しを進める法人

50	(財)川崎市指定都市記念事業公社	将来の設備更新計画の方向性も視野に入れながら、公益法人制度改革にあわせた事業検証を行い、施設の所有権のあり方などを整理、明確化した上で、法人の存廃を含めたあり方検討を進めます。	法人の存廃を含めたあり方検討を進める	A	◆平成23年度末に解散することを本市の基本方針としたことを公社へ伝え、公社理事会において解散の意思決定を行いました。 ◆公社所有の施設である川崎市民プラザについては、公社解散後に本市へ寄附されることから、公の施設として設置条例を策定するためのパブリックコメント手続を実施しました。 ◆平成21年度末をもって派遣職員すべての引上げを完了しました。
50	(財)川崎市公園緑地協会	改定した緑の基本計画の方向性を踏まえ、市民との協働による都市緑化の推進や緑のボランティア活動の支援・育成を進めます。 また、公益法人制度改革や生田緑地の効率的・効果的な管理手法の検討動向を見据えた中で、生田緑地ゴルフ場の事業の位置付けについて検討を行い、平成22年度末を目途に、法人の方向性を決定します。	平成22年度末を目途に、法人の方向性を決定	A	◆市民と協働した地域緑化の推進や、市職員による技術・活動支援などを行い、みどりに関わるスペシャリストの人材育成手法などについて協議を進めました。 ◆市で新たに「地域緑化推進地区の緑化活動に関する支援実施要綱」を策定し、活動計画を作成した10地区を指定のうえ、協会から活動団体に対して花苗等の支援を行いました。 ◆平成21年度末をもって派遣職員すべての引上げを完了しました。 ◆生田緑地ゴルフ場事業の位置付けやその他の課題について協議し、協会は事業の公益性の調査及び仕分けを行ったうえで課題を整理しました。平成23年3月には「公益財団法人化に向けた取組を進める」及び「ゴルフ場へ指定管理者制度を導入する」ことについて協会と確認するとともに、それに付随する諸課題について継続的に協議を行うことを確認しました。
50	(財)川崎市リサイクル環境公社	本市が民間委託化を行う粗大ごみ収集事業は、公社のみが既存ストックを活用できることから、3年間に限定して、公社を活用します。 今後の指定管理業務の指定動向や粗大ごみ収集の委託期間が限定的であることを踏まえ、平成22年度末を目途に、民営化や廃止を含めた法人の方向性を決定します。	平成22年度末を目途に、民営化や廃止を含めた法人の方向性を決定	A	◆平成22年11月に環境局内で組織する「財団法人川崎市リサイクル環境公社の方向性検討委員会」において、平成22年度末に公社を解散するという方針の報告書を取りまとめました。そして12月の政策調整会議において、公社解散を市の方針として決定しました。 市の方針を受けて、公社は平成23年1月の理事会で、公社を解散することを決定し、同年3月末の公社解散をもって業務を終了しました。
50	(財)川崎市保健衛生事業団	特定健診・特定保健指導の実施等の医療制度改革の動向や、次期「かわさき健康づくり21」の策定作業での議論を踏まえ、法人の位置付けを検討し、平成22年度末を目途に、法人の方向性を決定します。	平成22年度末を目途に、法人の方向性を決定	C	◆法人が実施している事業について、法人の廃止も視野に入れて、市民サービスを低下させないよう円滑な事業の移行方法を検討しましたが、3年以内に、民間事業者の活用を図るなど廃止を含めたあり方について検討し、法人の方向性を決定することとしました。 ◆平成21年度末をもって派遣職員すべての引上げを完了しました。

50	(財)川崎市生涯学習財団	市民アカデミー講座のNPO法人への段階的な移管を着実に進め、平成22年度末に完了します。 また、平成22年度に向けた文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討にあわせ、法人のあり方検討を進めます。	平成22年度に向けた文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討にあわせ、法人のあり方検討	A	<p>◆かわさき市民アカデミー事業については、平成23年度のNPO法人への完全移管に向けて段階的に移管を進めるなかで、事業手法等についての確に引継を行ない、完全移管後の円滑な実施体制の確保を図りました。</p> <p>シニア活動支援事業については、指導者養成講座により、講座修了者の生涯学習アドバイザー認定・人材登録・学校派遣など、学習から成果還元に至る生涯学習システムの構築を進めるとともに、高度な学習経験等を幅広く地域還元することを目的とする新たな講座を開始しました。</p> <p>指定管理業務については、指定管理者として効率的な管理運営を行うとともに、更新を行う施設についてはNPOと協働して再応募し、青少年の家、子ども夢パークの指定を受けました。</p> <p>◆今後の法人のあり方を検討するにあたって、民間機関との役割分担や事業検証を行い、新たな基本コンセプトを定め、各事業のあり方を見直し、段階的な移行を進める方向で検討しました。</p> <p>◆平成21年度末をもって派遣職員すべての引き上げを完了しました。</p> <p>◆公益財団法人への移行認定申請に向けて、公認会計士の助言を受けながら、定款等の諸規定の見直しなど申請に伴う書類の作成や、評議員・理事の選任方法の確認など、準備を進めました。</p>
----	--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

IV.経営改善を進める法人

51	かわさき市民放送(株)	電波状況や災害時の情報提供機能などの課題への対応が図られたことや、コミュニティ放送としての新たな取組が開始されたこと等から、新改革プラン取組期間内の経営改善を前提に存続するものとし、本市に依存しない自立した財務体質の確立を図ります。	本市に依存しない自立した財務体質の確立	A	<p>◆景気低迷の長期化、インターネットの普及に伴いスポンサーのラジコ離れが生じ、広告収入の落込みが顕著になっておりますが、「新行財政改革プラン」の取組により、平成20年度～平成22年度の3カ年は減収減益傾向ながら収益を確保しました。一方、老朽化放送機材の入替を実施し、安定した放送が継続できる体制を整備しました。</p> <p>この結果、経営改善の進捗は順調であり、将来に向けた経営基盤の強化が図られております。</p> <p>◆達成した主な成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業活動件数の増加 (1.5倍) ・市民情報発信数、毎年50件増 ・市民参加数(番組出演) 毎年200名超 ・防災、災害情報PR等の大幅拡大 ・インターネット放送の開始 ・累積欠損金の確実な削減
----	-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

51	(財)川崎市消防防災指導公社	東京湾アクアラインの消防用機材の管理といった広域的事業を実施し、かつ、自立した運営が行われていること等から、公益性の高い事業のさらなる拡充と、自立した経営の継続を前提として存続することとし、人件費の削減等経営改善を進めます。	公益性の高い事業のさらなる拡充 人件費の削減	A	◆「財団法人川崎市消防防災指導公社あり方検討委員会」の検討結果を踏まえ、「新行財政改革プラン」に掲げられた課題について取組を推進しました。 具体的には、防火・防災の普及啓発に関する講習会の内容の充実など公益性の高い事業を拡充しました。 また、市からの補助金を受けないなど自立した経営を継続しました。 ◆平成20年度には常勤職員を1名減員、平成21年度には臨時職員を1名減員、平成22年度には常勤職員を2名減員（1人は臨時職員化）するなど人件費の削減を図りました。 ◆公益財団法人の移行認定申請に向けて公認会計士の指導のもと、経理的な課題の整理及び申請書類の見直しを進めました。
51	(財)川崎市学校給食会	安全で安心な学校給食を確保するため、物資調達業務を担わせることとし、定期的な外部による監査や未納金回収策の強化等、責任体制の明確化を図るとともに、経営改善を進めます。	定期的な外部による監査や未納金回収策の強化等、責任体制の明確化	A	◆責任体制については、平成20年度決算の監査の監事3名のうち1名を公認会計士とし、また、平成20年度から理事長を、平成21年度からは事務長を非常勤から常勤化することにより強化しました。 ◆給食費の未納金回収については、個々の未納事由を把握しつつ、未納家庭へ文書や電話による支払い督促を行ったり、学校と学校給食会が連携して家庭訪問等を実施しました。 ◆平成22年度には、安全で安心な学校給食を行うため、学校へ納入された物資についての現地調査を新たに実施し、安定したレベルの物資供給を行えるものとなりました。 ◆公益財団法人の移行認定申請に向けて、経理関係の整理を監事である公認会計士を中心として進め、定款案の策定を行いました。
51	(財)川崎市心身障害者地域福祉協会	知的障害者のノーマライゼーション実現にあたっては、地域活動支援等について本市の関与が必要であることから、法人を存続することとし、自立に向けた経営改善に努めます。	自立に向けた経営改善	C	◆公益法人制度改革に合わせて、経営改善も含めた法人のあり方を検討した結果、内部執行体制の強化とともに安定・継続的に事業を担っていくため、他の社会福祉法人との統合について具体的な検討、調整を進めることとしました。

51	(財)川崎市国際交流協会	国際交流センターの有する国際交流の拠点性を活かしながら市民レベルでの国際交流を推進するとともに、施設管理業務の効率化を図り、自立に向けた経営改善を進めます。	市民レベルでの国際交流を推進 施設管理業務の効率化	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民参加型の交流事業（国際交流市民団体等の活動成果発表祭や、食を通じて外国の文化や歴史を理解する世界の料理講座）を毎年開催するとともに、平成21年度には、設立20周年記念コンサートを開催し、市が推進する「音楽のまちづくり」と地域の国際交流を推進しました。 ◆3年間継続して、施設利用料金の増加を図るとともに光熱水費を削減しました。 ◆平成21年度末をもって、派遣職員すべての引上げを完了しました。 ◆公益財団法人への移行認定申請に向けて専門的知識を有する外部コンサルタント等を活用しながら、定款などの整備等について法人内の検討委員会で検討を行いました。
51	(公財)かわさき市民活動センター	ボランティア・市民活動の中間支援組織としての役割を發揮できることをめざし、事業の継続的な見直しや派遣職員の引上げ等執行体制の見直しを図り、自立に向けた経営改善を進めます。	事業の継続的な見直しや派遣職員の引上げ等執行体制の見直し	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民活動支援の全市拠点としての役割を發揮するため、平成21年4月1日の新施設移転を機に、新たに市民活動ブース事業を開始するとともに、会議室、打合せスペース等の機能拡充を図りました。また、平成20年度に立ち上げた「かわさき市民活動ポータルサイト」の掲載情報の充実及び利用の促進を図りました。 将来の青少年事業運営の中核をなす館長職9人が児童厚生一級指導員資格を取得しました。 以上のような取組を進める中で、公益財団法人移行認定に向け取り組みました。 ◆平成21年度末をもって派遣職員すべての引上げを完了しました。 ◆平成22年7月1日に公益財団法人に移行しました。
51	(財)川崎市文化財団	文化施設の管理運営や事業企画など財団の専門性を活かした事業を展開することにより、本市の芸術文化振興の一翼を担うとともに、効率的かつ柔軟な執行体制を構築し、採算性の向上等の取組を進めます。	効率的かつ柔軟な執行体制を構築 採算性の向上等の取組の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の創造的な文化芸術活動への支援や多様な分野の文化芸術事業を効果的に実施し、市民文化の創造と文化芸術野の振興に努めました。文化施設（新百合21ホール、川崎能楽堂、アートガーデンかわさき）の管理運営においては、施設の特徴を活かした効果的・効率的な運営を行い稼働率の向上を図りました。 ◆指定管理業務については、指定管理者（ミュージアム川崎シンフォニーホール、川崎市アートセンター）として、着実な事業の執行を行い効率的な施設の管理運営を行っています。なお、3月11日の地震の影響による被害によりミュージアのホールが使えない状態となったことから、ホール事業は中止を余儀なくされましたが、概ね年度内の事業は終了しており、その他の施設についても順調に事業執行するなど、概ね当初の計画どおり事業を執行しました。 ◆平成21年度末に一部派遣職員の引上げを行い効率的な執行体制の構築を図りました。 ◆公益財団法人への移行認定申請に向けて、最初の評議員の選任方法に係る県知事認可を受け、理事会において定款案の決定及び最初の評議員候補者の決定等を行いました。

51	(財)川崎市産業振興財団	市域の産学等ネットワークの核となる「中核的支援機関」及び中小企業者支援のワンストップサービスの窓口として公共的な役割を果たしながら、派遣職員の引上げや執行体制の見直し等、コスト削減を一層進め、経営改善を進めます。	派遣職員の引上げや執行体制の見直し等によるコスト削減	A	<p>◆平成21年度には、市内中小企業の新事業創出や経営支援の総合的支援機関として、事業の推進・強化を図るとともに、本市の緊急経済対策として、「出張キャラバン隊」、「ワンデイ・コンサルティング」事業を拡充し、経営支援を強化するとともに、川崎市の経済・景気動向の検討を行う「経済動向研究会」を平成21年8月に新設しました。</p> <p>◆平成22年度以降についても、積極的に企業を訪問し、企業ニーズに応じた具体的な支援を、中小企業診断士等の専門家だけでなく、本市、国、県とその外郭団体等と連携して行うとともに、大学等と連携し新たな事業に取り組む中小企業を支援しました。</p> <p>◆平成21年度末をもって派遣職員全ての引上げを完了しました。また、平成19年度に導入した人事評価制度を引き続き運用するとともに、固有職員の採用により組織整備を行いました。</p> <p>◆類似事業を行う他の法人の同月移行の申請状況を踏まえ、申請する公益目的事業の内容等についてさらに精査を行い、会計事務所等との調整を踏まえ、平成23年3月に公益財団法人への移行認定申請を行いました。</p>
52	川崎アゼリア(株)	公共駐車場や公共通路を含め地下街を管理し、川崎駅周辺の活性化に寄与していくとともに、黒字決算の継続と平成20年度の本市による損失補償の解消や平成23年度の本市貸付金の解消に向け、着実に経営改善を進めます。	<p>黒字決算の継続</p> <p>平成20年度の本市による損失補償の解消</p> <p>平成23年度の本市貸付金の解消</p>	A	<p>◆黒字決算の継続を図るための収支改善策として、増収に向け主力の家賃収入のほか、広告施設収入や受託業務収入等の確保について積極的に取り組み、平成22年3月に駐車場特別割引回数券の料金改定を実施し、満車時間の削減、売上げの向上の一助としました。また、催事イベントとして「九州物産展」、「北海道物産展」、「信州物産展」等、全国物産展を多数開催しました。</p> <p>◆平成20年度には本市による損失補償が解消しました。</p> <p>◆川崎駅東口駅前広場再編整備事業関連に伴う影響を最小限に留めるべく階段撤去跡地の店舗化で区画拡張が5店舗、新設が2店舗となり、売上げの向上に繋がりました。また、エスカレータの増設を図ることにより顧客等利用者の快適性・利便性を確保しました。</p> <p>◆平成23年10月の開業25周年に向けた話題性の高いテナント誘致、既存店の活性化等についてアゼリア内部の検討会で最善策を検討し、平成23年度に川崎市への貸付金の完済に努めるべく引き続き黒字決算に取り組んでいます。</p>

52	川崎市信用保証協会	代位弁済額の変動や信用補充制度の変更が、協会の財務状況に大きく影響を及ぼすことを踏まえ、債権の期中管理・回収体制の強化やコスト削減を推進するとともに、財務・運営状況の透明性を一層高め、健全な収支バランスを保つ経営改善を進めます。	債権の期中管理・回収体制の強化 コスト削減の推進 財務・運営状況の透明性 健全な収支バランス	A	◆期限経過や延滞している企業について早期に方向付けを行うとともに、代位弁済移行の判断を早期かつ的確に行いました。また、事前調査により、債務者等に見合った回収方針、行動計画を検討後、呼出し面接を行うなどにより早期回収の強化に努めるなど債権の期中管理や回収体制の強化を図りました。 ◆清掃委託費やコピー機リース料等の管理経費を削減しました。 ◆経営計画に対する外部評価委員会の評価を受けるなど、財務や運営状況の透明性の向上に努めました。 ◆緊急保証制度は平成22年度で終了しましたが、保証承諾金額は、ほぼ平成22年度の年度経営計画とおりの数値となっています。 また、財務の健全化に向けた取組を進めた結果、収支バランスは適正な水準となっています。
52	(株)川崎冷蔵	業務の委託化や執行体制の見直しにより経費の削減に努めるとともに、市場外事業者への営業活動の強化など稼働率の向上を図ることにより、黒字計上の継続に向けた一層の経営改善に努め、本市の関与の低減に向けた取組を進めます。	業務の委託化や執行体制の見直しによる経費の削減 稼働率の向上 黒字計上の継続 本市の関与の低減	A	◆平成21年度当初から荷役作業の一部委託業務の見直しを行い、運営コストの削減を図るとともに、同年度中の退職者2名中1名の不補充、平成22年度中の退職者2名に対しパート1名のみの雇用による対応、及び平成19年5月からの従業員人件費5%削減、役員報酬10%削減を継続することで人件費の削減を図りました。 ◆ホームページのリニューアルや市場外事業者への営業活動の強化による新規顧客の開拓、及び空き施設の返還等により、市場内事業者の廃業等のため売上金額が減少している中で、稼働率の向上を図り、併せて黒字計上の継続を実現しました。 ◆平成22年3月に本市で策定した「川崎冷蔵株式会社経営問題等検討委員会報告」に基づき川崎冷蔵が同年11月に「経営改善基本計画書」を策定し、今後の経営改善の具体的な取組等を示すことができました。その上で市として、同社により設置された経営モニタリング委員会への参加を通して経営改善の取組状況を監視していく体制をとることにより、市の関与の低減の方向への取組を進めました。
52	(財)かながわ廃棄物処理事業団	施設の安定稼働を図るため、法人の提案を取り入れた修繕計画を他の自治体と連携して策定するとともに、支援を継続しながら経営改善を図っていきます。	修繕計画の策定 経営改善	B	◆神奈川県、横浜市及び本市は、事業団の経営改善の推進を図るため、平成21年2月に外部有識者で組織する「経営改善検討委員会」において、専門的見地から経営改善計画に基づく取組の進捗状況の検証、強化・充実策の検討、産業廃棄物処理に関する公共関与のあり方等についての検討を行いました。同年11月に検討委員会から「産業廃棄物を取り巻く社会経済環境が変化していることから事業団による事業の継続は困難であり、公共負担をこれ以上増加することができないならば、事業団を解散し、事業を民間事業者に譲渡することを基本に、対応を早急に検討すべき」との報告を受けた神奈川県、横浜市及び本市は、事業団を解散し、事業は民間事業者に譲渡する方針を決定しました。 ◆事業団は平成22年3月末をもって解散し、平成22年4月1日から清算法人に移行しました。 その後、4月28日に東京地方裁判所により破産手続の開始が決定され、7月20日に債権者集会所が開催された後、債権額、配当額等が確定し、8月23日及び9月22日に本市への配当金が支払われました。 9月28日に東京地方裁判所により、破産手続の終結決定が行われ、10月13日に官報に公告されて、破産手続は終了しました。

52	(財)川崎市シルバー人材センター	シニア世代の生きがい、就労の観点から、地域ニーズの多様化に的確に対応しながら就労機会の提供を進めていきます。 また、会員数の増加と受注の拡大を図るとともに、会員による自主的な運営の強化など事業運営手法の見直しを図り、経営基盤を強化していきます。	会員数の増加と受注の拡大 自主的な運営の強化 経営基盤強化	A	◆会員数や契約金額等、順調に業績を伸ばしており、自主性・独立性を促進し、効率的な運営に向けて取り組みました。 平成22年度から、市内を16地区に分け、そこに住所を有する会員により地域班を構成し、自主的に仕事を受注することで運営を強化しました。 ◆社会経済情勢の変化を踏まえ、事業の更なる充実・強化を図るために策定した「川崎市シルバー人材センター第2次中期計画（平成22～26年度）」に基づき、計画的で効率的な運営に努めることとし、平成22年度から新規会員から登録手数料を徴収することとしました。また、一般労働者派遣事業について、県に届出を行い、認可を得ました。 ◆公益財団法人への移行認定申請に向けて、役員選任の方法、定款の作成などについて理事会で決議されました。
52	(財)川崎・横浜公害保健センター	公害病被認定者に対する検査・検診実施者数は減少傾向にあるため、事業規模に応じた効率的な運営に努めます。	事業規模に応じた効率的な運営	A	◆被認定者の減に対応して、事業規模の縮小（検査・検診回数減）、事業内容の見直し、職員1名の嘱託員化及び非常勤職員報酬の見直しを行いました。 ◆公益財団法人への移行認定申請に向けて、役員を選任、定款の作成、事業のあり方などの課題等について、法人内検討委員会で検討しました。
52	(財)川崎市身体障害者協会	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等を障害者相互扶助事業として拡充し、自主運営率の向上を図るとともに、指定管理者として管理する施設のデイサービス利用率を高める等、自主財源の確保に努めながら、法人の自立性を高めます。	自主運営率の向上 デイサービス利用率の向上 自主財源の確保 自立性向上	A	◆中部身体障害者福祉会館の指定管理業務を継続して行い、運営面では障害当事者団体としての特性を生かしつつ、効率的な管理運営を行いました。 ◆障害者自立支援法に対応した多様なサービス提供体制の確立に努めた結果、デイサービスをはじめとする事業の充実により自主財源の確保が図られ、総収入に占める市の補助金や委託料の割合が低下するなど、自主運営率が増し、法人の自立性が向上しました。 ◆公益財団法人への移行認定申請に向けて、移行に向けた具体的な課題等について、理事会等で検討しました。

52	(財)川崎市母子寡婦福祉協議会	法人の各地区会を中心とした地域での支え合いを進めるとともに、生活と就業の一体的な自立支援の強化に向けて、就業自立支援センター機能を拡充します。また、執行体制の見直し等、さらなる経営改善を進め、法人の自立性を高めます。	就業自立支援センター機能の拡充 経営改善 自立性向上	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆母子福祉センターにおいて、事業実施後の点検評価の徹底やニーズに合わせた事業展開、生活支援事業・就業支援事業・自立支援プログラム策定事業の効果的連携や区役所等の関係機関との連携によって、生活支援事業及び就業自立支援センター事業の充実を図りました。 ◆必要経費と削減可能な経費（広報物の印刷等の見直し）の整理を行い、採算性を向上させるなどコスト管理に努めました。 ◆自主事業の改善並びに役員及び事務局の連絡調整体制の見直し等によって、法人組織執行体制の見直しを図るとともに、法人の自主財源である収益事業の確保など、より自立性を高めました。なお、総収入に占める市の補助金の割合については、平成19年度から継続して低下しました。 ◆公益財団法人への移行認定申請に向けて、役員選任の方法、事業のあり方などの課題等について役員会で検討しました。
53	(財)川崎市看護師養成確保事業団	医療関係機関との連携の中で、高度医療に対応できる看護師を育成し看護師確保対策の一翼を担うべく、引き続き国家資格合格率や市内医療機関への就職率の向上を図るとともに、効率的な財産運用等さらなる経営改善を図り、経営の安定化に努めます。	国家資格合格率や市内医療機関への就職率の向上 効率的な財産運用等さらなる経営改善 経営の安定化	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆看護師育成の取組の結果、国家資格合格率は、平成21年度に引き続き22年度も100%でした。 ◆市内医療施設に就職の意思がある優秀な人材を確保するため、推薦入学の見直しを検討するなど、市内医療機関への就職率のさらなる向上をめざして取り組みました。 ◆公益財団法人への移行認定申請に向けて、移行に向けた具体的な課題等について、法人内に設置した新制度移行準備委員会で検討しました。
53	(財)川崎まちづくり公社	優良ビル建設資金等融資業務の廃止等により、引き続き厳しい経営状況が見込まれることや公益法人制度改革に対応するため、事業や組織執行体制等の見直しを実施し、経営改善を進めます。	事業や組織執行体制等の見直し 経営改善	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆川崎市から新百合トウェンティワンビルを取得し（平成22年12月）、新たに管理運営を開始するとともに、新川崎創造のもり研究棟等の慶応大学への継続貸付を決定・実施（平成22年4月から平成32年3月）したほか、従来からの川崎市の公共施設的设计・監理業務に加え、出資法人の公共的施設の改修工事的设计・監理業務を受託しました。 ◆再開発ビル等の取得に伴う借入金について、短期借入金による返済から長期借入金による返済方法に改めた（平成22年12月）ほか、溝口ノクティエ駐車場の契約賃料の見直しやテナント以外の法人との新規利用契約を締結し収入増に努めるとともに、経費節減のため本社を賃貸ビルから自社ビルに移し（平成22年7月）経営改善を図りました。 ◆平成21年度末をもって派遣職員すべての引上げを完了しました。 ◆公益法人制度改革への対応を図るため、検討委員会を設置し、公認会計士や県等と相談し、課題の整理を行ない、定款案の作成作業等を進めました。

53	川崎市住宅供給公社	本市の住宅政策にあわせた事業展開と市営住宅の管理代行者としての役割を検証するとともに、引き続き人件費の削減を進める等、経営改善を進めます。	市営住宅の管理代行者としての役割を検証 人件費の削減 経営改善	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆市営住宅の管理代行及び賃貸住宅経営管理相談事業、居住支援事業、あんしん賃貸支援制度の業務を受託しました。 ◆分譲事業として、川崎駅西口大宮町計画（川崎ゲートタワー）が着工しました（平成22年7月）。なお、長期優良住宅先導事業（新築・共同住宅部門）の採択を受けました（平成22年6月）。 ◆民間提携事業については、地域優良賃貸住宅（高齢者型）事業者募集を実施しました。 ◆市営住宅の管理代行者としての役割を検証し、より効果的な滞納対策として平成22年度は使用料滞納者に対する早期接触方法を見直し、夜間訪問等の充実を図りました。更に、一人暮らしの高齢者を対象に団地パトロールなどの見守り巡回を試行的に実施しました。また、管理代行業務の実態や課題を整理し住宅政策審議会で検証することとしました。 ◆退職者の補充に嘱託職員を採用し人件費の削減を図りました。また、職員給与及び諸手当について、平成22年12月の川崎市の給与改定に併せて改定しました。 ◆土地開発公社との事務部門の統合（役職員の兼職）に伴う基本協定（平成22年3月31日締結）に基づく年度協定を締結しました。また、土地開発公社との事務部門の統合に伴い、両公社事務所の統合を同年8月に実施しました。 ◆平成21年度末をもって派遣職員すべての引上げを完了しました。
53	みそのくち新都市（株）	収支上黒字計上を継続しており、テナントの空もなく安定した経営を行っていますが、ビルの老朽化に伴う計画的な修繕に努めるとともに、引き続き入居率の維持に努め、効率的な経営を進めます。	ビルの老朽化に伴う計画的な修繕 入居率の維持 効率的な経営	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常的にビルの的確、適正な保守・管理に努めたほか、ビルの長寿命化に向けた長期修繕計画の策定については、管理組合及び共有者組合の下に委員会を設置し、具体的な計画案を策定しました。 ◆黒字計上を継続するため、リニューアル及びテナント入替えに取り組んだほか、平成21年度末に大型テナントの廃業による撤退がありました。後継テナントを開業させ、引き続き入居率100%を維持しました。 ◆効率的な経営については、限られた人員につき、一連の管理システム等の更新を行うことで、業務改善を進め、効率的な運営に努めました。
53	川崎臨港倉庫（株）	本市の千鳥町再整備計画にあわせて倉庫の建替えを計画していることから、行政計画を見据えた長期的な経営計画を策定した上で、経営改善を図るとともに、本市の関与の低減に向けた取組を進めます。	経営改善 本市の関与の低減	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆本市の川崎港千鳥町再整備計画を踏まえ、法人の施設整備計画について、調整・検討を進めました。 平成22年4月に、平成22年4月～平成27年3月の5カ年の第二次経営改善計画を策定しました。 ◆事業の効率化及び営業力強化を目的に社内組織改革を実施し、平成22年4月1日から二部制を一部制へ改組しました。また同年4月1日から初任給（大卒、短大卒、高卒）を1号級下げ、人件費を削減するとともに、給食補助を廃止し、福利厚生費を削減しました。

53	かわさきファズ (株)	<p>総合物流拠点地区の核となる施設の管理運営主体として、事業効果を発揮していくとともに、黒字決算を継続し、累積損失の早期解消に努めます。</p> <p>さらに経営状況により、土地貸付料の免除終了時期の前倒しを検討する等、安定的な自立経営をめざした取組を進めます。</p>	<p>黒字決算の継続</p> <p>累積損失の早期解消</p> <p>土地貸付料の免除終了時期の前倒し</p> <p>安定的な自立経営</p>	A	<p>◆土地貸付料については平成22年3月31日をもって免除期間が終了し、平成22年4月1日から納入を再開しました。</p> <p>◆役員総数を15名から11名に、常勤役員数を7名から4名に減員するとともに、執行役員制度を導入するなど、効率的な業務執行体制への移行を進めました。</p> <p>◆取組期間を通じて単年度黒字決算を継続しました。</p>
53	(財)川崎市体育協会	<p>スポーツ施設管理業務のノウハウを活用した自主事業の拡充により、引き続き自主財源の確保に努めて本市からの補助金の削減等、経営改善を進めます。</p>	<p>自主事業の拡充</p> <p>補助金の削減</p>	A	<p>◆とどろきアリーナと体育館の管理運営については、ほぼ計画通りに目標を達成しました。また、指定管理事業における自主事業については、とどろきアリーナ開設15周年記念まつりが東日本大震災の影響で中止となりましたが、スポーツデーなどの事業を通じて、多くの市民にさまざまなスポーツに親しむ機会を提供しました。</p> <p>◆光熱水費の経費削減対策を実施し、節約を徹底することでコストを削減しました。また、本市からの補助金については前年比▲8%を削減しました。</p> <p>◆平成23年3月末に公益財団法人への移行認定申請を行いました。</p>

(4)特別会計・企業会計の健全化の推進

①特別会計の健全化の推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
54	国民健康保険事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの多額な基準外の繰入金が存在しています。特別会計の設立の主旨からも、基準外繰入金の縮減に向けて国民健康保険料について、負担の公平性の観点から、市税債権の収納強化を連携して、保険料収納率の向上を図ります。	保険料収納率の向上	A	<p>◆保険料収納率の向上に向け、民間事業者等による訪問徴収・電話納付案内、被保険者証更新時等における納付相談・納付勧奨等を実施しました。また、税務部門OBの非常勤嘱託職員を活用した滞納整理等を推進し、財産の差押えを697件執行しました（平成20年度は25件）。</p> <p>○平成19年度末の収入未済額（145億円）を平成22年度末には124億円とし収入未済額を21億円縮減しました。</p> <p>○不納欠損額については、平成20年度に比べて2億円、平成21年度に比べて8億円削減しました。</p> <p>○保険料収納率については、平成22年度現年度分は87.6%、滞納繰越分は14.4%とし、平成20年度（現年度分85.8%、滞納繰越分9.2%）に比べて向上しました。</p>
54	介護老人保健施設事業	介護老人保健施設三田あすみの丘について、経費節減を図りながら市民サービスの向上を図るため、平成21年度から施設の譲渡も含め民間事業者による運営に変更するとともに、会計の閉鎖を行います。	介護老人保健施設事業特別会計の閉鎖	A	<p>◆平成21年4月1日付けで民間法人に施設を譲渡し、介護老人保健施設特別会計を閉鎖しました。</p>
54	勤労者福祉事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。平成20年度に厚生事業等の業務を委託し、経費の縮減に努めます。一般会計からの繰入金を想定した財政構造となっており、特別会計の設立の主旨からも、会計の存廃も含めた検討を行います。	平成20年度に厚生事業等の業務委託 会計の存廃も含めた検討	A	<p>◆厚生事業等業務に加え、会員管理・給付等受付処理業務の委託化や、退会せんべつ金の早期給付を実施することにより、経費の縮減を図り、一般会計からの繰入金を削減しました。今後も一般会計繰入金の減額を予定しています。</p> <p>◆今後の勤労福祉事業の効果的、効率的なあり方について、事業検討委員会を設置し検討を行いました。</p>
55	墓地整備事業	墓地使用料について、前回改定から10年程度経過していることから、他都市の状況や民間墓地の価格を考慮し、見直しを検討します。	墓地使用料の見直しの検討	A	<p>◆墓地使用料の見直しについては、他都市等の墓地使用料も参考にし、募集区域の地価や墓地整備工事費等を基に検討を行いました。</p> <p>◆引き続き、次期整備区域の整備・募集の際に、使用料の見直しについて、検討してまいります。</p>
55	生田緑地ゴルフ場事業	収益事業であることから、効率的・効果的な施設整備や事業運営を進めるとともに、ゴルフ場利用者の拡大を図り、一般会計への繰出金の増により生田緑地全体の管理・運営に寄与します。	一般会計への繰出金の増加	A	<p>◆効率的な管理運営を行いました。</p> <p>○一般会計への繰出金について、平成20年度及び平成21年度は1億7千万円であったが、平成22年度予算から1千万円増加の1億8千万円として、生田緑地全体の管理・運営の向上に寄与しました。</p>

②企業会計(公営企業の経営)の健全化の推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標(指標)	達成状況	3年間の取組結果
55	下水道事業	<p>下水道事業については、専門委員会からの答申を踏まえて策定した、平成22年度までの3年間の「中期経営計画」に基づき、経営の健全化をめざします。</p> <p>具体的には、地球温暖化対策、災害対策、省エネルギー対策等の諸課題に対応しながら、主に次の取組を進めるとともに、地方公営企業法の全部適用を目指します。</p> <p>◆入江崎総合スラッジセンター運転・維持管理業務の民間委託化や下水道事務所執行体制の見直し等による職員削減</p> <p>◆事業の優先順位付けや重点化、計画的な維持管理による設備の延命化</p> <p>◆本来下水道使用料で賄うべき汚水処理経費への補助金削減を含む一般会計からの基準外繰入金の縮減</p> <p>◆企業債未償還残高の減額など</p>	<p>職員削減 事業の優先順位付けや重点化 設備の延命化 基準外繰入金の縮減 企業債未償還残高の減額</p> <p>地方公営企業法の全部適用への移行</p>	A	<p>◆「中期経営計画」に基づく経営の健全化に向けて、次のとおり実施しました。</p> <p>○平成22年4月、地方公営企業法の全部適用と上下水道局の設置</p> <p>○入江崎総合スラッジセンターの運転・維持管理業務の民間委託化、北部下水道事務所の執行体制の見直し等による職員削減</p> <p>○加瀬処理区ポンプ場の運転・維持管理業務の段階的な民間委託化(平成22年度から3か年で実施)</p> <p>○高金利(7%以上)の企業債の繰上償還・借換の実施による利子負担の軽減</p> <p>○下水道施設の長寿命化・地震対策とともに、高度処理、合流改善、地球温暖化対策への取組など、優先順位や費用対効果などを考慮した事業実施</p> <p>○事業運営の見直し・効率化等による、汚水処理に係る実質的赤字額の縮減、並びに一般会計からの基準外繰入金の縮減</p> <p>○建設投資の平準化による企業債未償還残高の縮減</p>
56	水道事業及び工業用水道事業	<p>平成18年度に公表した「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づき、将来の需要に見合った給水能力へと見直すため、長期水需要予測の結果を踏まえ、給水能力を見直していくとともに、浄水機能の集約化に向けた取組を進めていきます。</p> <p>事業規模の適正化や、委託化を推進することにより、組織機構及び執行体制の見直しを進め、経営の効率化による事業費用の抑制に努め、平成22年度の使用者負担の軽減に向けた取組を進めていきます。</p> <p>また、財団法人川崎市水道サービス公社のあり方については、これまで「経営改善計画」を策定し、事業内容の見直し、職員数の削減などについて取組を進めてきましたが、今後も引き続き公社のあり方について検討を進めます。</p>	<p>給水能力の見直し 浄水機能の集約化</p> <p>平成22年度使用者負担の軽減</p> <p>公社のあり方を引き続き検討</p>	A	<p>◆水道事業の再構築計画に基づき、平成20年度から開始した改良工事を計画どおりに進めています。</p> <p>○長沢浄水場第1期工事(沈でん池、ろ過池、配水池更新)に着手し、計画どおり平成24年度完了の見込みです。</p> <p>○工業用水道事業の再構築計画に基づき、平成20年度から開始した改良工事を計画どおりに進めています。</p> <p>○平成20～21年度に長沢浄水場の調整池築造を完了し、平成22年度についても生田浄水場のポンプ更新工事におけるポンプ棟建築、調整池築造を完了しました。</p> <p>◆組織機構及び執行体制の見直しについては、管理部門の上下一元化や民間部門の活用を引き続き取り組み、職員定数を11人削減しました。平成20～22年度の3か年の取組結果としては、職員定数70人の削減となり、経営の効率化を図りました。</p> <p>◆使用者負担の軽減については、平成21年川崎市議会第3回定例会へ条例改正案(料金改定率:水道事業△2.7%、工業用水道事業△10.7%)を上程し、可決され、平成22年4月1日から料金の減額改定を実施しました。</p> <p>◆財団法人川崎市水道サービス公社については、民間活力の導入を含めた事業の見直しや、事業執行体制についても専務理事の廃止、派遣職員の引上げを行いました。引き続き、「新たな行財政改革プラン」の計画期間である平成25年度までには、民間活力の導入等を含めて、市民サービスの低下を招くことのないよう、最適な担い手の検討を更に進め、廃止を含めた法人の方向性を決定していきます。</p>

56	自動車運送事業	<p>平成21年度までの市バス事業の経営健全化計画である「ニュー・ステージプラン」の取組を着実に推進するとともに、これまでに実施した給与水準の見直し、上平間営業所の管理委託などの改善効果の検証・評価等を行います。</p> <p>また、今後の乗車料収益の動向が不透明な中で、バス事業を取り巻く経営環境の変化に対応できる安定かつ自立した経営体質を確立するため、一般会計からの基準外繰入金のさらなる見直しを図りながら、新・経営問題検討会の検討内容を踏まえて、新たな経営健全化計画を平成20年度を目的に策定し、経営改善を推進します。</p>	<p>「ニュー・ステージプラン」の着実な推進</p> <p>一般会計からの基準外繰入金のさらなる見直し</p> <p>平成20年度を目的に新たな経営健全化計画を策定</p>	A	<p>◆ニュー・ステージプランでの取組については、ダイヤ改正、営業所・乗車券発売所の営業時間延長などお客様サービスを推進し、上平間営業所の管理委託は平成20年度に完全委託を行いました。</p> <p>◆一般会計からの基準外繰入金のさらなる見直しとして、平成20年度に経営安定化補助金を廃止しました。</p> <p>◆ニュー・ステージプラン策定時には想定できなかったバス事業を取り巻く大きな経営環境の変化に的確に対応し、持続可能な経営基盤を確立するため、平成20年3月に「川崎市バス事業経営問題検討会」を設置し、ニュー・ステージプランの評価と今後の経営の方向性について検討していただき、平成20年8月に答申をいただきました。</p> <p>◆答申を踏まえて、ニュー・ステージプランを平成20年度で終了し、平成21年度から25年度までの5年間を計画期間とする新たな経営健全化計画「川崎市バス事業 ステージアップ・プラン」を平成21年3月に策定しました。</p>
56	病院事業	<p>平成17年度に公表した「病院事業経営健全化計画」に基づき、公立病院として、質の高い安全で安心な医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、引き続き、収入の確保や支出の適正化などの取組を進め、経営改善に努めます。</p> <p>また、平成19年12月に国から示された「公立病院改革ガイドライン」（総務省自治財政局長通知）に基づき、「病院事業経営健全化計画」を見直し、市立病院の果たすべき役割や一般会計からの繰入基準の明確化、あるいは経常収支比率、病床利用率などの経営指標に係る数値目標などを明示した、平成21年度からの3か年を取組期間とする「公立病院改革プラン」を策定し、さらなる経営の効率化を推進します。</p> <p>井田病院の再編整備にあたっては、効率的・効果的な建設を進め、施設整備費等の抑制に努めるとともに、運営コストの縮減に向けた取組を進めます。</p>	<p>平成21年度からの3か年を取組期間とする「公立病院改革プラン」を策定</p> <p>井田病院の再編整備における施設整備費等の抑制と運営コストの縮減に向けた取組</p>	A	<p>◆平成18年3月に策定した「川崎市病院事業経営健全化計画」を見直し、平成21年度から3か年を取組期間とする「第2次川崎市病院事業経営健全化計画」（公立病院改革プラン）を平成21年3月に策定しました。この計画に基づき、経営健全化を推進するための各種取組を実施するとともに、四半期ごとに他職種で構成する内部委員会を開催し、その取組状況や各経営指標の達成状況について進捗管理を行いました。</p> <p>◆平成22年度においては、学識経験者・財務の専門家・医療関係者の6人からなる外部委員会「川崎市立病院運営委員会」を設置し、計画期間の初年度である平成21年度の取組状況や各経営指標の達成状況に対する点検・評価を実施するとともに、その結果をホームページ上で公表しました。</p> <p>◆経営健全化の具体的な取組としては、一般競争入札の促進、薬品の共同購入や後発品の採用拡大等による経費削減への継続的な取組のほか、平成22年3月から未収金対策としてコンビニエンスストア払いを導入するとともに、診療報酬請求の適正化、病床・手術室の効率的な運営に向けた取組を強化しました。</p> <p>◆医療の質及び患者サービスの向上の取組としては、川崎病院では、救命救急センターの医師増員による受入体制強化、神奈川県域周産期母子医療センターの認定、神奈川DMA Tの認定に向けた体制整備を行うなど、救急・災害医療の充実を図りました。井田病院では、地域がん診療連携拠点病院としてがん相談の充実、市民公開講座や地域の医師を対象とした緩和ケア研修を開催したほか、平成22年11月に神奈川県から救急病院の認定を受けました。また、人材の確保対策として、研修医や看護実習生の積極的な受け入れや全国の看護師養成学校等への訪問、地方会場での採用選考を継続的に実施しました。</p> <p>◆井田病院再編整備については、1期改築工事を着実かつ円滑に実施するとともに、電子カルテ導入に向けた新総合医療情報システム</p>

(5)債権確保策の強化と財産有効活用の推進

①債権確保策強化の取組

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
57	市税	休日窓口の開設やインターネット公売の実施などの取組の結果、収納未済額が平成14年度の約150億円から平成18年度の約96億円まで大幅に圧縮されていることから、引き続き、職員のスキルアップを図るとともに、債権差押、動産差押、公売を推進するなど、市税債権の確保に努めます。	債権差押、動産差押、公売の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆税源移譲等による滞納金額の増加に対し、債権差押については、平成22年3月末時点で金額において前年度比15.7%増の4億円強、平成23年3月末時点で金額において前年度比41.2%増の約5億8千万円の差押を執行しました。 ◆公売において、平成21年度は不動産及び動産を総額646万円で売却し、平成22年度は4回実施し、不動産及び動産を総額1,552万円で売却するなど積極的な滞納整理を実施しました。 ◆収入率及び収納率についても年度目標を上回る率で滞納整理を進めています。
57	介護保険料	負担の公平性と着実な収入確保の観点から、収納対策の強化を図ります。	収納対策の強化	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆年間の収納対策計画の策定や収納率向上対策作業部会を開催等し効率的な収納対策を検討しました。 ◆滞納債権対策研修会、滞納処分研修会を行いました。 ◆平成22年度は、一層の収納対策強化を図り、滞納者に対する電話・訪問催告を通年により実施するとともに、民間事業者を活用したコールセンターによる初期末納者への納付勧奨を行いました。 ◆長期滞納者に対する滞納処分への取組を強化し、滞納者への納付催告、財産調査及び差押えを実施し、収納対策を推進しました。 ◆今後も、負担の公平性と着実な収入確保の観点から収納対策強化を図ります。
57	国民健康保険料	これまでも休日窓口の開設等の取組を行ってまいりましたが、負担の公平性と保険料収納率の向上を図るため、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者に対する滞納処分を行うなど債権確保の取組を強化し、収入未済額及び不能欠損額の大幅な縮減を目指します。	長期滞納者に対する滞納処分の実施 収入未済額及び不能欠損額の大幅な縮減	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆保険料収納率の向上に向け、民間事業者等による訪問徴収・電話納付案内、被保険者証更新時等における納付相談・納付勧奨等を実施しました。また、税務部門OBの非常勤嘱託職員を活用した滞納整理等を推進し、財産の差押えを697件執行しました（平成20年度は25件）。 ○平成19年度末の収入未済額（145億円）を平成22年度末には124億円とし収入未済額を21億円縮減しました。 ○不納欠損額については、平成20年度に比べて2億円、平成21年度に比べて8億円削減しました。 ○保険料収納率については、平成22年度現年度分は87.6%、滞納繰越分は14.4%とし、平成20年度（現年度分85.8%、滞納繰越分9.2%）に比べて向上しました。

57	保育料	園長による納付指導の徹底や、平成19年度に実施した市長の滞納者との面談等、債権確保策の強化に努めた結果、平成14年度以降は収入未済額及び不能欠損額とも確実に減少しています。今後も負担の公平性と着実な収入確保の観点から、適切な収納対策を継続します。	適切な収納対策の継続	A	<p>◆平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新年度保育料につきましては、口座振替納付の推奨を引き続き強化しているところです。 ○過年度徴収率については、滞納処分を前提に催告を進めた結果、概ね前年実績の1.6倍となりました。 ○現年度滞納分については、口座振替の推奨及び、滞納発生後に文書催告等により納付を即した結果前年実績を上回りました。 <p>◆平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成22年2月には管理職による在園の滞納者との面談を行いました。 ○高額滞納者で、納付に応じない者については、債権差押（12件）を執行して、債権確保に努めました。 ○平成21年度決算見込での収納率は、現年度分は、前年度に比べ0.13%、過年度分は4.06%の伸びとなっております。 <p>◆平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本年度未済額については、平成19年度の滞納繰越分の28%圧縮しました。 ○欠損額についても30%以上削減する事ができました。 ○徴収率については、在園の滞納者への催告強化を実施し、現年度分の徴収率が、99%を超えました。
57	市営住宅使用料	市営住宅等の使用料滞納者への未払分の支払いについて指導を継続するとともに、費用対効果を考慮した効率的な収納対策の強化を図ります。	費用対効果を考慮した効率的な収納対策の強化	A	<p>◆委託先である住宅供給公社の業務内容を見直し、効率的・効果的な業務ができるよう事務改善を行うと共に、市と公社の連携強化を図り、両者の業務範囲を明確にしました。</p> <p>◆長期滞納者に対しては、明渡請求59件、明渡訴訟19件、強制執行申立25件、即決和解12件の法的措置を行いました。</p> <p>◆民間活用による取組みとして、退去済滞納者の徴収委託を行い、約160万円を回収しました。</p>

②市有財産の効率的な活用

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
58	庁舎駐車場の有料化	庁舎駐車場の効率的な利用を促進し、利用者の利便性向上を確保するとともに、管理経費の削減・収入増を図るため、有料化を進めます。	庁舎駐車場の有料化	A	◆市役所・区役所駐車場を民間事業者に貸付けて、平成21年5月25日及び6月8日から適正利用（有料化）を開始し、長時間利用や目的外利用を抑え利用者の利便性の向上を図るとともに、市の管理経費を削減することができました。 ◆他の施設駐車場への導入も検討しています。
58	自動販売機の貸付方式への転換	自動販売機の設置については、使用許可から貸付方式への転換を図り、また入札の実施による契約締結を行うこととします。	自動販売機の使用許可から貸付方式への転換	A	◆施設内飲料等自動販売機の設置について、平成20年度に、使用許可から一般競争入札による貸付契約へ転換し、平成21年度、22年度と順次拡大した結果、貸付料収入による財源の確保を行うことができました。 ○平成20年度 1億1千万円 ○平成21年度 1億5千万円 ○平成22年度 1億6千万円
58	ネーミングライツの導入	等々力陸上競技場をはじめとする施設に、ネーミングライツの導入を検討し、当該施設の維持管理の充実を図ります。	ネーミングライツの導入の検討	D	◆等々力陸上競技場については、企業を取り巻く社会経済状況が大変厳しいことや、施設改築の要望運動が高まる等の競技場を取り巻く環境を考慮して、計画期間中のネーミングライツ導入を見合わせました。 ◆計画期間中に企業との意見交換や他都市の状況調査を実施し、制度導入に向けた方向性を取りまとめ、今後企業を取り巻く厳しい状況を勘案しながら、対象施設や事業を幅広く検討選定し、第4次改革プランの計画期間中の着実な制度の導入を目指すこととしました。
58	南部市場施設整備に伴う余剰用地の有効活用	老朽化した施設の再整備を実施する中で、効率的な施設の再配置を行い、その結果生じる余剰用地の有効活用に向けた取組を進めます。	再整備に伴う余剰用地の有効活用の検討	A	◆平成22年度は、再整備事業として水産卸棟低温卸売場新築、関連商品売場棟新築工事等の改修工事を、国・県をはじめ場内事業者の理解と協力を基に目標どおり完了しました。 ◆余剰用地（北側用地）の有効活用に向けて、平成21年度に決定した土地利用方針に基づき、誘致する卸売（仲卸）機能を有する事業者を決定いたしました。
58	ラッピングバス等による増収への取組	ラッピングバス等の広告事業の推進や広告付きバス停留所上屋の活用により、市バス事業の増収を図ります。	ラッピングバス等の広告事業の推進 広告付きバス停留所上屋の活用	A	◆ラッピング広告は、平成22年度は新規掲出が18両、掲出終了等が6両で12両増加し、計50両となりました。平成20年度当初の53両から、新規掲出が30両、景気後退に伴う掲出終了等が33両で計3両減少しております。 ◆広告付きバス停留所上屋は、平成20年度は7基設置して計12基となりましたが、平成21年度及び平成22年度ともに景気後退による広告需要の低迷等により新規設置はありません。 ◆引き続き、市バス資産を活用して増収を図ります。

(6)入札・契約制度改革の推進

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
59	指名競争入札及び随意契約の結果公表	一般競争入札と同様に、指名競争入札及び随意契約による契約の結果についてホームページで公表することにより、契約の透明性・公平性を担保します。	指名競争入札及び随意契約による契約の結果をホームページで公表	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆入札結果は、ホームページ「入札情報かわさき」に入札参加者、入札金額、落札者、予定価格、最低制限価格などを公表しています。 ◆総合評価一般競争入札については、価格以外の技術評価についての評価調書をホームページに公表しています。 ◆市内業者に向けて、入札公告の情報を電子メールで送付するサービスを平成20年10月から始め、平成21年4月からはその内容を充実させました。

3 区行政改革の総合的な推進

(1) 区役所機能の強化と執行体制の確立

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
60	区民に身近な都市施設の維持管理体制の構築	道路、公園等の都市施設の維持管理や放置自転車対策等の地域の課題について、地域の状況に応じて迅速かつ的確に対応するとともに、道路や街路樹、公園緑地等の整備から維持管理を一体的かつ効率的に推進するため、平成22年度までに区建設センター及び公園事務所の機能再編を図ります。	平成22年度までに区役所建設センター及び公園事務所の機能再編を図る。	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成22年4月に道路公園センター及び都市基盤整備事務所を設置しました。 ◆組織整備の結果を検証するため、現場の意見を踏まえて関係各課と検討を行いながら、区民に身近な都市施設の維持管理に関わる課題への区民からの要望等に対して、区が総合的に対応するための執行体制の充実に努めました。
61	地域コミュニティの活性化に向けた取組	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むために、その主体となる地域コミュニティの活性化に向け、コミュニティ施策のあり方検討や商店街を活用した取組等を推進します。	<p>コミュニティ施策のあり方検討</p> <p>商店街を活用した取組の推進</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成20年度 「川崎市都市型コミュニティ検討委員会」において、コミュニティの現状、施策、活動事例、連携の状況、課題について検討、中間報告書をまとめました。 ◆平成21年度 フォーラムを開催し、そこでの意見や議論を踏まえ、地域コミュニティの活性化に向けた仕組みづくりや必要な取組について検討を行い、平成22年3月に報告書をとりまとめました。 ◆平成22年度 平成22年3月に取りまとめた「川崎市都市型コミュニティ検討委員会報告書」に基づき、町内会・自治会と市民活動団体等とが連携した取組を行う際の参考となるよう、「地域コミュニティの活性化に向けた考え方」を作成しました。 ◆商店街を活用した取組については、2つの区役所において、商店街を活用した地域課題解決型のモデル事業を実施し、商店街組織による主体的な事業実施を促進することにより、商店街活性化の観点からの支援を行うとともに、商店街と連携した地域のまちづくり方策を検討しました。
61	地域防災力の向上と防犯対策の推進	地震や風水害等の自然災害の発生時に、地域において自立的かつ実効性のある災害対策が図られるよう、防災対策にかかる施策及び地域防災力の向上に向けた取組を推進します。 また、各区の安全・安心まちづくり推進協議会を中心とした地域における自主防犯活動等の充実を図るとともに、区民、事業者、警察及び行政が連携して地域における犯罪の減少と誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。	<p>地域防災力の向上</p> <p>自主防犯活動等の充実</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成に向け区ごとのリーダー等養成研修等を開催するとともに、市民向けの啓発事業として「ぼうさい出前講座」や「こども防災塾」、「防災講演会」等を開催して啓発活動を実施し、住民、防災関係機関連携により実践的な総合防災訓練を幸区で実施しました。 ◆防犯対策については、区内での防犯活動を推進・実施している「各区安全・安心まちづくり推進協議会」を中心に関係機関等と連携を図り、推進協議会の基本方針・推進計画の取組を継続して推進しました。 ◆防犯診断・パトロール及び犯罪被害者等支援相談の広報・啓発及び実施、防犯灯整備等の地域における防犯対策の推進についても継続して取組を進めました。 ◆地域防犯活動拠点整備等については、関係機関等と協議・検討を行い、平成20年度、土橋小学校、平成21年度は宮前小学校、上丸子小学校、末長小学校の3箇所、平成22年度は日吉小学校、登戸小学校、東柿生小学校の3箇所を整備しました。

61	区内公共施設の管理運営	区内にある保育園やこども文化センター、老人いこいの家、さらには市民館やスポーツセンターなどの施設について、地域における課題解決の場としての利用など、地域の実情に応じた効率的で効果的な管理運営体制を検討します。	区内にある保育園やこども文化センター、老人いこいの家、さらには市民館やスポーツセンターなどの施設について、地域の実情に応じた効率的で効果的な管理運営体制を検討	F	<p>◆市民館やスポーツセンター、文化複合施設等について、地域の課題解決、地域のコミュニティ、市民の生涯活動などの拠点として位置付け、地域の実情に応じて、より有効に活用できるよう、管理運営を平成22年4月に区役所へ移管しました。</p> <p>◆区における子ども・子育て支援機能の強化を図るため、平成23年4月からは保育所の管理運営及び地域子育て支援センター事業を区役所へ移管し、平成24年4月にはこども文化センターの管理運営の区役所への移管を予定しています。</p> <p>◆老人いこいの家については、現在の施設の利用状況や利用形態などを踏まえ、あらためて地域の実情に応じた活用について、平成23年度以降引き続き検討することとしました。</p>
----	-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------	---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 便利で快適な区役所サービスの提供

頁	取組事項	取組の概要・方向性	目標（指標）	達成状況	3年間の取組結果
61	区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化	市民の利便性向上や分かりやすいサービスの提供に向けて、住所地による区内の取扱窓口の指定を廃止するとともに、戸籍・住民基本台帳及び印鑑登録等の電子化効果などを踏まえ、区役所における効率的・効果的・総合的なサービス提供体制構築の検討を進め、平成22年度までに区役所、支所、出張所等の機能再編に取り組みます。 また、支所・出張所における地域振興機能の充実を図り、地域の市民協働拠点としての機能を順次強化します。	住所地による区内の取扱窓口の指定を廃止 平成22年度までに区役所、支所、出張所等の機能再編に取り組む。 支所・出張所における地域の市民協働拠点としての機能を順次強化	B	◆平成21年3月に「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」を策定し、この方針に基づき次の取組を実施しました。 ○区役所、支所・出張所のリフォームやバリアフリー化を含めたレイアウト再配置計画等の検討・調整 ○幸区、高津区、宮前区における区役所への交通アクセス調査結果に基づく検討 ○出張所の地域振興・市民活動支援コーナー設置に向けた検討・調整 ○出張所の機能再編に向けて具体的な検討を行い、平成24年1月に届出業務を区役所に集約することとしました。 ○行政サービスコーナーの今後のあり方と適地移転の検討 ○「宮前連絡所機能再編基本計画」の策定・柿生連絡所の機能再編実施手法の検討 ○「自動交付機による証明書発行の基本的な考え方」のとりまとめ なお、（仮称）市税事務所整備の進捗状況等を踏まえ、出張所の機能再編の実施時期を平成22年度から平成23年度としました。
61	利便性の高い窓口サービスの提供	高津区及び多摩区におけるISO9001認証取得成果等について検証し、現在各区において個別に実施されている窓口サービス向上の取組にISOの成果を活用していく仕組みづくりを推進します。	窓口サービス向上の取組にISO認証成果を活用	A	◆各区の窓口サービス向上の取組実施結果の公表 ◆各区で取組方針の策定、取組の実施 ◆サービス向上のための各区フロア案内の設置に向けた検討・準備 ◆区役所サービス向上指針の改定に向けた検討